

令和6年度東京都人事行政の運営等の状況

I 人事行政の運営の状況

第1 職員の任免及び職員数に関する状況

- 1 採用者数及び退職者数の状況（令和5年度） 1
- 2 昇任試験及び昇任選考の実施状況（令和5年度）
 - (1) 人事委員会又は人事委員会の権限委任により任命権者が実施する昇任試験及び昇任選考 1
 - (2) 教育公務員特例法の規定により教育長が実施する昇任選考 1
- 3 職員数の状況
 - (1) 部門別職員数の状況と主な増減理由（各年4月1日現在） 3
 - (2) 年齢別職員構成の状況（令和6年4月1日現在） 4

第2 職員の人事評価の状況 5

第3 職員の給与の状況

- 1 総括
 - (1) 人件費の状況（普通会計決算） 6
 - (2) 職員給与費の状況（普通会計決算） 6
 - (3) ラスパイレス指数の状況（令和5年4月1日現在） 6
 - (4) 給与勧告の状況 7
 - (5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について（平成27年4月実施） 7
- 2 職員の平均給与月額、初任給等の状況
 - (1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和6年4月1日現在） 8
 - (2) 職員の初任給の状況（令和6年4月1日現在） 9
 - (3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（令和6年4月1日現在） 10
- 3 一般行政職の級別職員数等の状況
 - (1) 一般行政職の級別職員数の状況（令和6年4月1日現在） 11
 - (2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和6年4月1日現在） 12
 - (3) 昇給への人事評価の活用状況 13
- 4 職員の手当の状況
 - (1) 期末手当・勤勉手当 13
 - (2) 勤勉手当への人事評価の活用状況 14
 - (3) 退職手当（令和6年4月1日現在） 14
 - (4) 地域手当（令和6年4月1日現在） 15
 - (5) 特殊勤務手当（令和6年4月1日現在） 16
 - (6) 超過勤務手当（時間外勤務手当） 18
 - (7) その他の手当（令和6年4月1日現在） 19
- 5 特別職の報酬等の状況（令和6年4月1日現在） 22
- 6 公営企業職員の状況
 - (1) 交通事業 23
 - (2) 高速電車事業 28
 - (3) 電気事業 33
 - (4) 水道事業 37
 - (5) 下水道事業 42

第4 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

- 1 正規の勤務時間 47
- 2 休暇
 - (1) 年次有給休暇、病気休暇及び介護休暇の取得状況（令和5年） 49
 - (2) 特別休暇の導入状況（令和6年8月1日現在） 49

第5 職員の休業に関する状況

- 1 職員の休業制度の概要
 - (1) 育業（育児休業） 52
 - (2) 部分休業 52
 - (3) 育児短時間勤務 52
 - (4) 配偶者同行休業 52
- 2 育業、部分休業、育児短時間勤務の取得状況（令和5年度） 52

第6 職員の分限及び懲戒処分の状況

- 1 分限処分の状況 53
- 2 懲戒処分の状況 53

第7 職員のサービスの状況

- 1 サービス規律の確保に関する東京都の取組の状況 54
- 2 サービス規律の確保に関する知事部局における取組の例 54

第8 職員の退職管理の状況

- 1 対象者 55
- 2 再就職状況（団体別の再就職者数等） 55

第9 職員の研修の状況

- 1 知事部局における研修体系図（令和6年度） 56
- 2 中央研修実施状況（令和5年度） 56

第10 職員の福祉及び利益の保護の状況

- 1 厚生制度の状況
 - (1) 元気回復事業 59
 - (2) 財形貯蓄 59
 - (3) 職員互助組合 59
 - (4) 職員住宅 59
- 2 共済制度の状況
 - (1) 共済組合設置の状況（令和6年4月1日現在） 59
 - (2) 共済組合に対する公費支出額 60
 - (3) 共済組合の事業（東京都職員共済組合の例） 60
- 3 安全衛生管理の状況
 - (1) 安全衛生管理体制の整備 61
 - (2) 健康診断等の実施 61
- 4 公務災害等の状況 61

令和6年度東京都人事行政の運営等の状況

II 人事委員会の業務の状況

第1 職員の競争試験及び選考の状況

1 任用の原則に基づいた試験及び選考の実施	62
2 採用試験等の実施状況	
(1) 採用試験（選考）（東京都職員分）	62
(2) 採用試験（選考）（警視庁警察行政職員・東京消防庁一般職員分）〈権限委任〉	63
(3) 採用試験（選考）（警視庁警察官・東京消防庁消防吏員分）〈権限委任〉	63
(4) 採用選考（道府県の警察官を対象とする特別採用分）〈権限委任〉	64
(5) 採用選考（個別選考）	64
(6) 指導力不足教員を対象とする特例選考	64
(7) 採用選考（幹部職員都区等交流分）〈権限委任〉	65
(8) 課長代理級職選考〈権限委任〉	65
(9) 任期付職員採用試験〈権限委任〉	65
(10) 採用選考（児童福祉（経験者））〈権限委任〉	65
(11) その他の採用選考〈権限委任〉	66
3 昇任選考等の実施状況	
(1) 管理職選考（東京都職員分）	67
(2) 行政専門職選考（東京都職員分）	67
(3) 課長級昇任選考（個別選考）	67
(4) 警視庁管理職昇任選考（警察行政職員）・東京消防庁課長級職昇任選考（一般職員）〈権限委任〉	68
(5) 警視庁係長職昇任選考（警察行政職員）・東京消防庁課長代理級職選考（一般職員）〈権限委任〉	68
(6) 主任級職選考（東京都職員分）	68
(7) 准看護師2級職選考・警視庁副主査職昇任選考（警察行政職員）・東京消防庁主任級職昇任選考（一般職員）〈権限委任〉	69
(8) 警視庁警察官階級昇任試験（選考）〈権限委任〉	69
(9) 東京消防庁消防吏員階級昇任試験（選考）〈権限委任〉	69
(10) 運輸系昇任選考〈権限委任〉	70

第2 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告の状況 （令和6年人事委員会勧告等（令和6年10月18日勧告））

1 ポイント	71
2 職員と民間従業員の給与比較	
(1) 比較の方法	71
(2) 比較の結果	71
3 給与の改定	
(1) 改定の考え方	72
(2) 改定の内容	72
(3) 実施時期	72
4 諸手当等の制度改正	
(1) 地域手当	72
(2) 扶養手当	73
(3) 通勤手当及び単身赴任手当	73
(4) 管理職員特別勤務手当	73
(5) 特定任期付職員の勤勉手当	73
(6) 在宅勤務等手当	73
(7) 医師の給与	73

(8) 実施時期	74
----------	----

5 今後の課題

(1) 職務給の更なる進展等	74
(2) 能力・業績を反映した給与制度の更なる進展	74
(3) 新たな給与制度の在り方についての検討	74

6 人事制度及び勤務環境等に関する報告（意見）

(1) 多様な人材の確保・育成・活躍の推進	74
(2) 働き方改革と勤務環境の整備	76
(3) 公務員としての規律の徹底・職員が求められる行動	76

第3 勤務条件に関する措置の要求の状況

〈事案処理状況〉	77
----------	----

第4 不利益処分に関する審査請求の状況

〈事案処理状況〉	77
----------	----

I 人事行政の運営の状況

第1 職員の任免及び職員数に関する状況

1 採用者数及び退職者数の状況（令和5年度）

区分	採用者数	退職者数				
		定年退職	勸奨退職	普通退職	その他	計
知事部局	936人	7人	183人	427人	64人	681人
行政委員会等	29人	0人	15人	24人	0人	39人
交通局	202人	0人	71人	45人	9人	125人
水道局	83人	0人	29人	33人	1人	63人
下水道局	96人	0人	23人	32人	1人	56人
教育庁（学校）	3,645人	0人	587人	1,511人	61人	2,159人
警視庁	1,049人	0人	560人	689人	24人	1,273人
東京消防庁	864人	0人	232人	226人	18人	476人
合計	6,904人	7人	1,700人	2,987人	178人	4,872人

- (注) 1 知事部局には、労働委員会事務局及び収用委員会事務局を含む（以下同じ。）。
- 2 行政委員会等とは、議会局、教育庁、選挙管理委員会事務局、人事委員会事務局、監査事務局及び海区漁業調整委員会事務局をいう（以下同じ。）。
- 3 採用者数は、競争試験及び選考による採用者の計である。
なお、令和4年度中に実施した、令和5年度に向けた前倒し採用者を含む。
- 4 退職者数のその他の区分は、任期満了に伴う退職者、死亡退職者及び分限又は懲戒処分による免職者の計である。

2 昇任試験及び昇任選考の実施状況（令和5年度）

- (1) 人事委員会又は人事委員会の権限委任により任命権者が実施する昇任試験及び昇任選考
「II 人事委員会の業務の状況」第1に記載されているとおりです。
- (2) 教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）の規定により教育長が実施する昇任選考
ア 東京都公立学校主任教諭選考

区分	受験者数 a	合格者数 b	倍率 a / b
小学校	3,547 人	1,175 人	3.0 倍
中学校	998 人	523 人	1.9 倍
高等学校	669 人	284 人	2.4 倍
特別支援学校	159 人	143 人	1.1 倍
合計	5,373 人	2,125 人	2.5 倍

イ 東京都公立学校 4 級職（主幹教諭・指導教諭）選考

区分		受験者数 a	合格者数 b	倍率 a / b
区分 A	小学校	85 人	58 人	1.5 倍
	中学校	55 人	25 人	2.2 倍
	高等学校	39 人	33 人	1.2 倍
	特別支援学校	26 人	17 人	1.5 倍
	小計	205 人	133 人	1.5 倍
区分 B	小学校	210 人	209 人	1.0 倍
	中学校	178 人	175 人	1.0 倍
	高等学校	76 人	76 人	1.0 倍
	特別支援学校	23 人	23 人	1.0 倍
	小計	487 人	483 人	1.0 倍
合計		692 人	616 人	1.1 倍

ウ 東京都公立学校教育管理職選考

区分		受験者数 a	合格者数 b	倍率 a / b
A 選考		161 人	93 人	1.7 倍
B 選考	小学校	286 人	251 人	1.1 倍
	中学校	113 人	97 人	1.2 倍
	高等学校	31 人	27 人	1.1 倍
	特別支援学校	20 人	17 人	1.2 倍
	小計	450 人	392 人	1.1 倍
C 選考	小学校	26 人	20 人	1.3 倍
	中学校	18 人	15 人	1.2 倍
	高等学校	3 人	2 人	1.5 倍
	特別支援学校	1 人	0 人	— 倍
	小計	48 人	37 人	1.3 倍
合計		659 人	522 人	1.3 倍

エ 東京都公立学校校長職候補者選考

区分	受験者数 a	合格者数 b	倍率 a / b
小学校	570 人	144 人	4.0 倍
中学校	133 人	101 人	1.3 倍
高等学校	85 人	35 人	2.4 倍
特別支援学校	35 人	10 人	3.5 倍
合計	823 人	290 人	2.8 倍

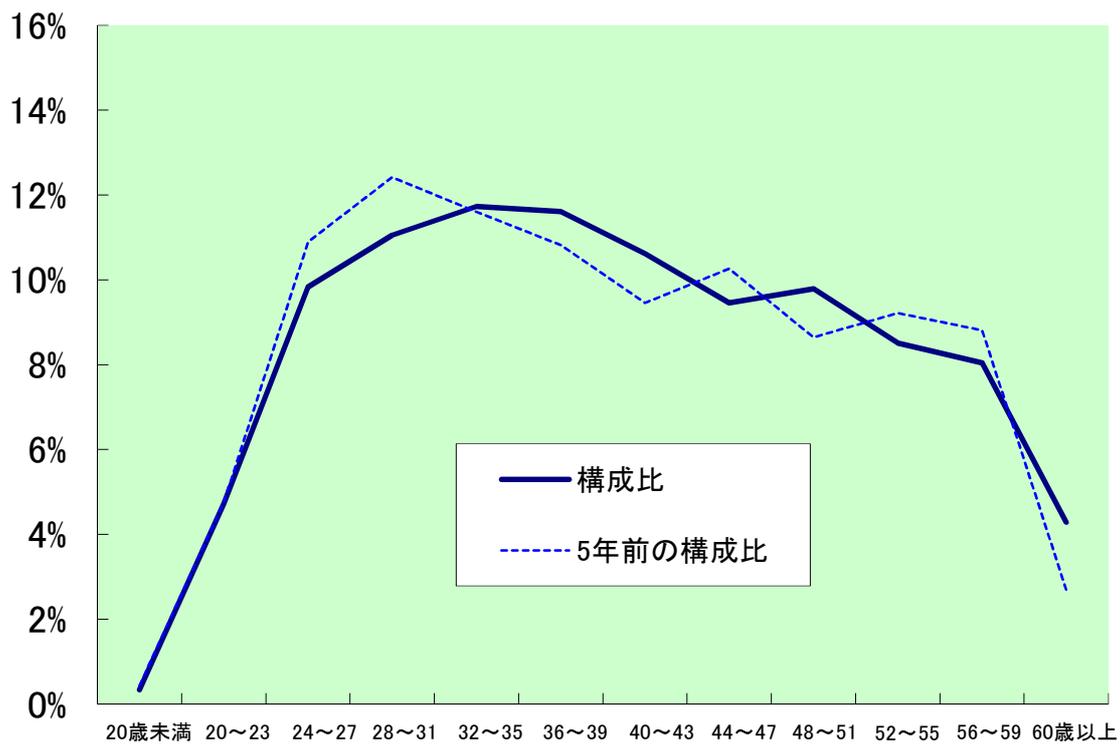
3 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由（各年4月1日現在）

部 門		区 分	職 員 数		対 前 年 数 増 減 数	主 な 増 減 理 由
			令和6年	令和5年		
普通会計部門	一般行政部門	議 会	144 人	147 人	△3 人	増加理由：児童相談体制の強化、子ども子育て支援関連、デジタル化関連の増等 減少理由：新型コロナウイルス感染症対応に係る執行体制の見直し等
		総 務	4,268 人	4,020 人	248 人	
		税 務	3,003 人	3,018 人	△15 人	
		労 働	751 人	732 人	19 人	
		農林水産	609 人	598 人	11 人	
		商 工	677 人	626 人	51 人	
		土 木	5,096 人	5,066 人	30 人	
		民 生	3,111 人	3,062 人	49 人	
		衛 生	3,452 人	3,568 人	△116 人	
		計	21,111 人	20,837 人	274 人	(参考：人口10万人当たり職員数149.37人)
	教育部門	69,844 人	68,499 人	1,345 人	実員配置の増減等	
	警察部門	46,929 人	47,346 人	△417 人		
	消防部門	19,549 人	19,272 人	277 人		
	小 計	157,433 人	155,954 人	1,479 人	(参考：人口10万人当たり職員数1,113.93人)	
公営企業等会計部門	交 通	6,672 人	6,682 人	△10 人	増加理由：業務執行体制の強化等 減少理由：業務委託の拡大等	
	水 道	3,479 人	3,493 人	△14 人		
	下水道	2,526 人	2,541 人	△15 人		
	その他	827 人	805 人	22 人		
	小 計	13,504 人	13,521 人	△17 人		
			170,937 人 [166,665 人]	169,475 人 [165,431 人]	1,462 人 [1,234 人]	(参考：人口10万人当たり職員数1,209.48人)

- (注) 1 職員数は一般職に属する職員数であり、地方公務員の身分を保有する退職者、派遣職員等を含み、定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員を除く。
 2 []内は、条例定数の合計であり、定年前再任用短時間勤務職員を含み、退職者、派遣職員及び会計年度任用職員等を除く。

(2) 年齢別職員構成の状況（令和6年4月1日現在）



区 分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数(人)	583	8,080	16,804	18,893	20,050	19,840	18,149	16,171	16,733	14,549	13,751	7,334	170,937

第2 職員の人事評価の状況

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第23条の2第1項で「職員の執務については、その任命権者は、定期的に人事評価を行わなければならない。」、第23条の3で「任命権者は、前条第1項の人事評価の結果に応じた措置を講じなければならない。」と規定しています。

東京都では、東京都職員の人事考課に関する規程等に基づき、任命権者ごとに人事評価を実施しています。評価結果等は、各種昇任選考や昇給、勤勉手当、人材育成、配置管理等に幅広く活用しており、制度の見直しも適宜行っています。

知事部局における人事考課制度の概要は、次のとおりです。

対象職員	制度の概要			
一般職員	≪特徴≫ ○ 自己申告制度、業績評価制度、人材情報により構成 ○ 課長が絶対評価を実施、部長は調整者として位置付け ○ 業績とプロセスによる評価 ○ 全職員に求められる能力・姿勢をプロセス評価の評価要素として設定 ○ 希望者全員へ第一次評価結果を開示、評価結果に係る苦情相談制度を整備 ≪評価者及び評価方法≫			
		第一次評価	調整者	最終評価
	評価者及び調整者	課長	部長	人事主管部長
	評価方法	4段階絶対評価	—	5段階相対評価
	≪評価要素≫			
	業績評価	プロセス評価		
	○ 仕事の成果	○ 職務遂行力	○ 組織運営力（監督職）	
		○ 組織支援力（一般職）	○ 取組姿勢	
	（注）1 監督職とは、課長代理、統括技能長、技能長、担任技能長をいう。 2 一般職とは、主任、技能主任、主事、技能主事をいう。			
	管理職及び 管理職候補者	≪特徴≫ ○ 自己申告制度、職務記録制度、人材情報により構成 ○ 業績と能力の両要素を考慮した総合評価の実施 ○ 選考種別等に応じた能力評価項目の設定 ○ 育成すべき能力を明確化し、人材育成に活用 ○ 評価結果の本人開示の実施 ≪評価者及び評価方法≫ ●管理職		
		第一次評価	最終評価	
評価者		部長	局長	
評価方法		5段階絶対評価	5段階相対評価	
●管理職候補者				
		第一次評価	調整者	最終評価
評価者及び調整者		課長	部長	局長
評価方法		5段階絶対評価	—	5段階相対評価
（注）被評価者が部長級の場合は、第一次評価についても局長が評価 ≪評価要素（一般行政系の例）≫				
業績評価		能力評価		
職務の実績	職務遂行過程において発揮された能力（課題設定力・実行力・組織運営力）			

第3 職員の給与の状況

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (令和6年1月1日現在)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 令和4年度 の人件費率
令和 5年度	人 13,911,902	千円 8,353,285,707	千円 285,659,720	千円 1,566,204,700	% 18.7	% 17.3

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考) 都道府県 平均一人当たり 給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉 手当	計 B		
令和 5年度	人 155,954	千円 614,081,032	千円 273,920,420	千円 297,029,294	千円 1,185,030,746	千円 7,598	千円 6,819

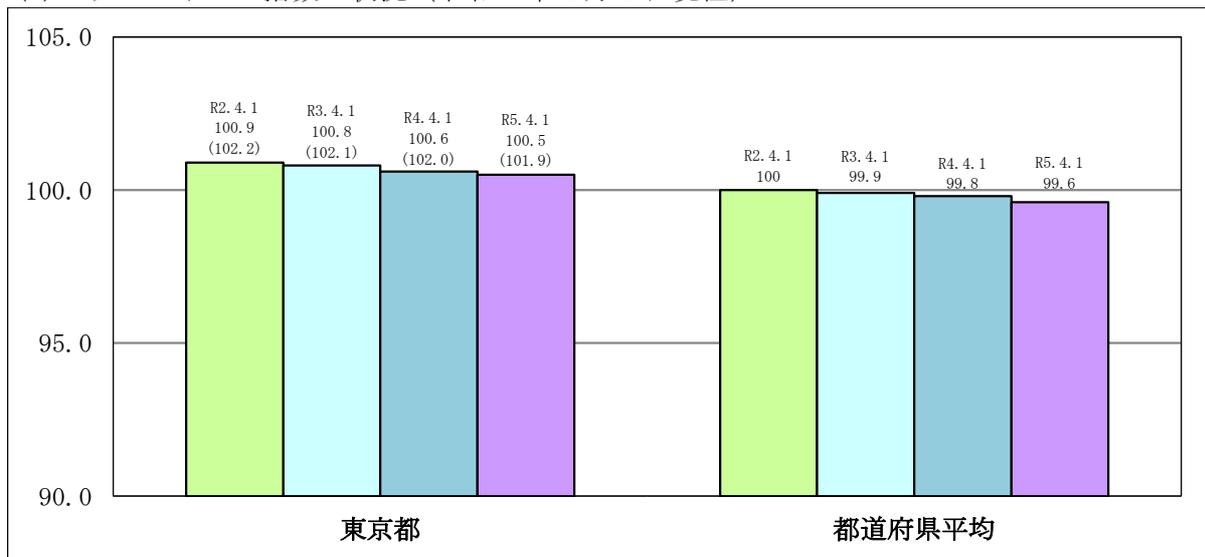
(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数は、令和5年4月1日現在の人数である。また、定年前再任用短時間勤務職員、暫定再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員を含まない。

3 給与費については、定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用短時間勤務職員の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

4 都道府県平均は、令和4年度地方財政状況調査によるものである。

(3) ラスパイレス指数の状況（令和5年4月1日現在）



(注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数である。

2 () 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。（補正前のラスパイレス指数×（1+当該団体の地域手当支給率）／（1+国の指定基準に基づく地域手当支給率）により算出。）

【参考】

都職員の給与は、毎年、人事委員会が民間企業の給与の実態を調査して行う勧告に基づき、都議会の審議を経て条例により決定されており、都内の民間企業の給与水準を適正に反映する仕組みとなっている。

令和5年賃金構造基本統計調査（厚生労働省）によれば、全国を100とした場合に、都内民間企業の賃金水準は116.7となり都道府県で最も高い水準にある。

都においては、今後とも引き続き、人事委員会勧告に基づき、適正な給与水準を保っていく。

(4) 給与勧告の状況

① 月例給

区分	人事委員会の勧告			
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A - B	勧告 (改定率)
令和 6年度	円 419,425	円 408,830	円 10,595 (2.59)	% 2.59

(注) 1 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額である。

② 特別給

区分	人事委員会の勧告			
	民間の支給割合 A	公務員の支給月数 B	較差 A - B	勧告 (改定月数)
令和 6年度	月 4.85	月 4.65	月 0.20	月 0.20

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について（平成27年4月実施）

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

ア 給料表の見直し

地域手当を20%に引き上げることを踏まえ、民間給与水準との均衡を図る観点から、給料月額を平均1.7%引下げ

イ 地域手当の見直し

区部・多摩地域について、国が定める1級地の制度完成時の支給割合と同様とするため、18%から20%への引上げを実施

ウ その他の見直し内容

単身赴任手当及び管理職員特別勤務手当について、国と同様の見直しを実施

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和6年4月1日現在）

ア 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
東京都	42.5歳	318,089円	458,519円	400,162円
国	42.4歳	322,487円	—	404,015円
都道府県平均	42.5歳	319,151円	407,064円	360,813円

イ 技能労務職

区分	公務員				
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)
東京都	50.5歳	1,211人	286,976円	388,004円	353,700円
うち清掃職員	57.1歳	18人	330,789円	468,483円	406,211円
うち用務員	52.9歳	373人	274,219円	360,965円	336,687円
うち自動車運転手	54.9歳	36人	278,922円	423,917円	346,072円
うち守衛	56.8歳	28人	300,786円	449,743円	372,082円
国	51.2歳	1,941人	286,942円	—	329,178円
都道府県平均	54.0歳	157人	309,751円	363,470円	340,288円

区分	民間			参 考 A/B
	対応する 民間の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
東京都	—	—	—	—
うち清掃職員	廃棄物処理従業員	47.3歳	310,800円	1.58
うち用務員	他に分類されない運搬・ 清掃・包装等従事者	49.1歳	241,700円	1.50
うち自動車運転手	乗用自動車運転者	56.7歳	309,400円	1.32
うち守衛	警備員	46.2歳	293,600円	1.47

区分	参 考		
	年収ベース（試算値）の比較		
	公務員（C）	民間（D）	C/D
東京都	—	—	—
うち清掃職員	7,875,189円	4,321,100円	1.82
うち用務員	5,886,403円	3,253,900円	1.81
うち自動車運転手	6,539,417円	4,054,700円	1.61
うち守衛	7,161,046円	3,966,200円	1.81

(注) 1 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。（令和2年から令和4年までの3か年平均）

2 技能労務職の職種と民間の職種等の比較に当たり、年齢、業務内容及び雇用形態の点において完全に一致しているものではない。

3 年収ベースの「公務員（C）」及び「民間（D）」のデータはそれぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

ウ 高等（特殊・専修・各種）学校教育職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
東京都	43.2歳	350,230円	450,871円
都道府県平均	44.8歳	369,044円	430,934円

エ 小・中学校（幼稚園）教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
東京都	39.8歳	341,332円	441,317円
都道府県平均	41.8歳	353,669円	409,129円

オ 警察職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
東京都	40.3歳	331,197円	520,765円	415,334円
国	41.6歳	323,004円	—	382,749円
都道府県平均	38.9歳	328,653円	472,237円	378,067円

- (注) 1 「平均年齢」は、10進法で小数点第1位までを表している。
 2 「平均給料月額」とは、令和6年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均である。
 3 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、超過勤務手当（時間外勤務手当）などの諸手当の額を合計したものであり、「地方公務員給与実態調査」において明らかにされているものである。
 また、「平均給与月額（国ベース）」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものである。
 4 国・都道府県における「平均年齢」、「平均給与月額」は、令和5年国家公務員給与等実態調査及び令和5年地方公務員給与実態調査によるものである。

(2) 職員の初任給の状況（令和6年4月1日現在）

区分		東京都	国
一般行政職	大学卒	196,200円	総合職 200,700円 一般職 196,200円
	高校卒	160,100円	166,600円
技能労務職	高校卒	157,500円	164,000円
	中学卒	—	155,300円
教 育 職	大学卒	210,400円	—
	短大卒	194,300円	—
警 察 職	大学卒	224,600円	総合職 235,500円 一般職 227,600円
	高校卒	193,400円	191,800円

(注) この初任給のほか、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当などが支給される。

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の様況（令和6年4月1日現在）

区	分	経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	279,686円	371,980円	391,898円	413,364円
	高校卒	232,922円	315,329円	347,563円	361,938円
技能労務職	高校卒	228,665円	282,977円	304,580円	320,937円
	中学卒	—	—	—	—
高等学校 教育職	大学卒	309,043円	400,885円	423,535円	430,554円
	短大卒	297,100円	362,847円	330,823円	394,121円
小・中学校 教育職	大学卒	309,056円	401,032円	427,026円	439,797円
	短大卒	290,157円	388,441円	411,735円	427,859円
警察職	大学卒	289,042円	372,214円	398,568円	423,408円
	高校卒	262,166円	341,670円	376,552円	395,770円

(注) 諸手当を含まない。

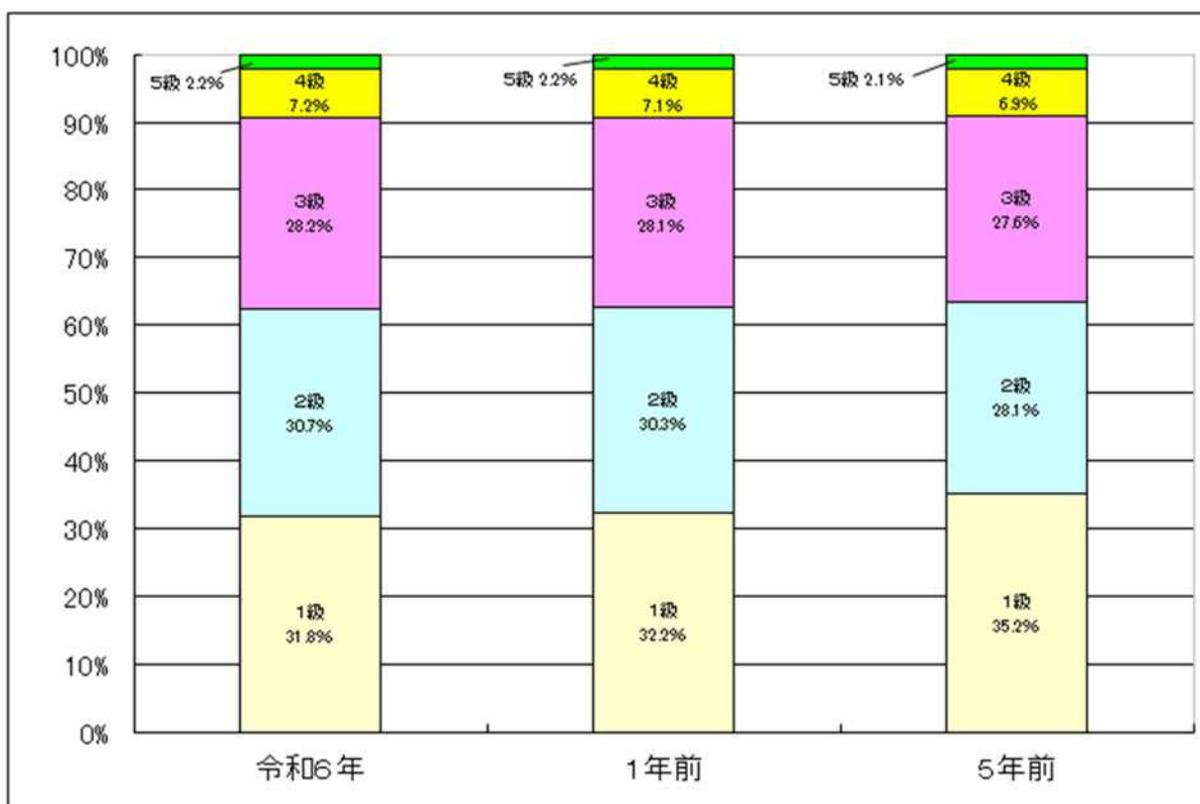
3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況（令和6年4月1日現在）

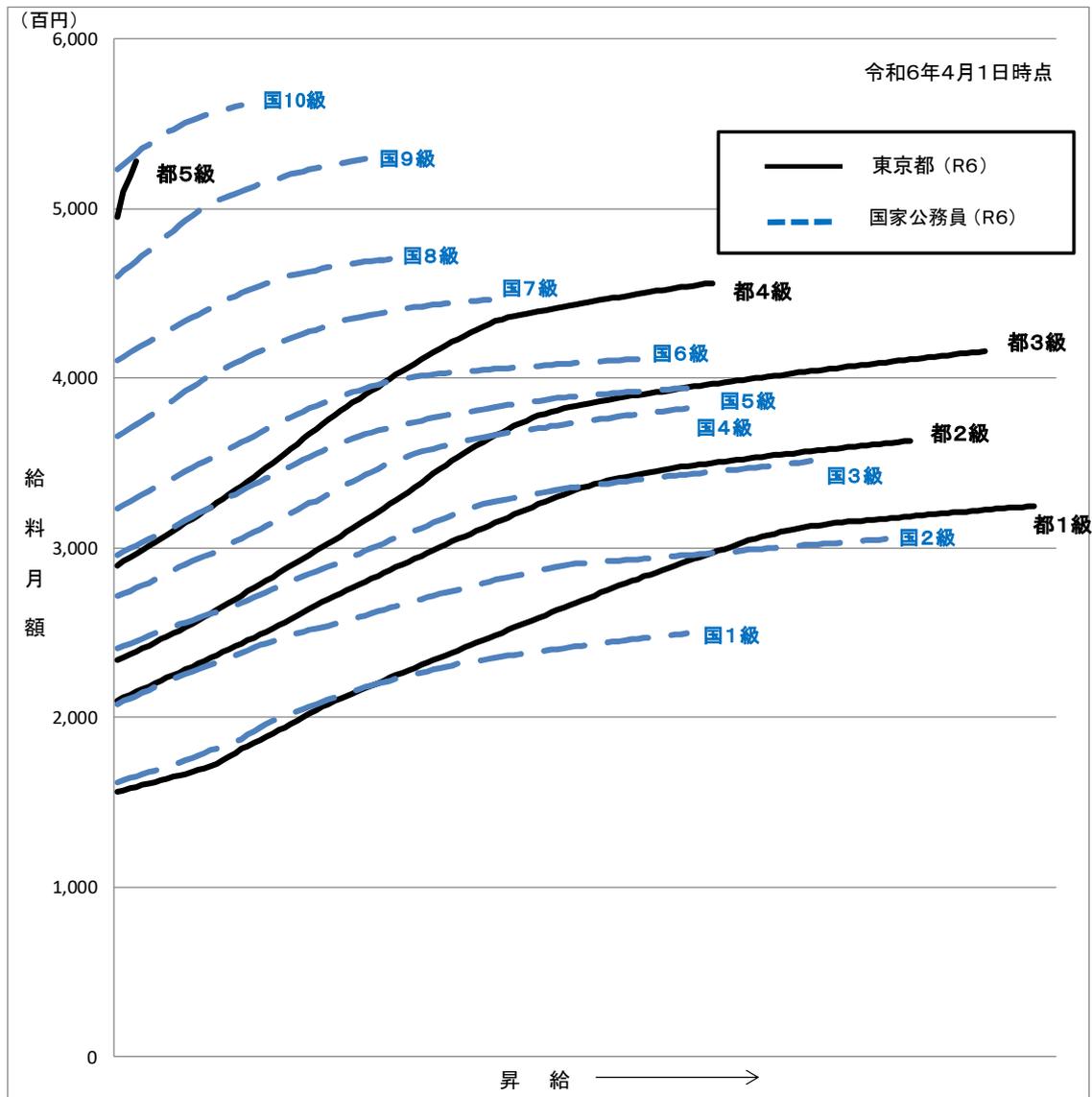
区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の 給料月額	最高号給の 給料月額
5 級	部 長	482 人	2.2%	495,000 円	527,700 円
4 級	課 長	1,580 人	7.2%	298,700 円	455,800 円
3 級	課 長 代 理	6,193 人	28.2%	233,800 円	415,800 円
2 級	主 任	6,745 人	30.7%	210,100 円	363,100 円
1 級	主 事	6,988 人	31.8%	156,200 円	324,800 円

(注) 1 東京都の職員の給与に関する条例に基づく行政職給料表(一)の級区分による職員数である。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和6年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況

令和5年4月2日から令和6年4月1日 までにおける運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分	○	○	○	○
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ（一律）				
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

【参考】昇給への勤務成績の反映状況

<p>1 勤務成績の評定の実施状況 地方公務員法第23条に基づき、毎年管理職については3月31日、一般職員については12月31日を評定基準日として人事評価を実施している（内容の詳細については、東京都職員の人事考課に関する規程を参照）。</p> <p>なお、昭和47年度から管理職に対する人事考課制度として職務記録と自己申告を制度化し、昭和61年度から一般職員に対しても業績評価制度と自己申告制度を導入している。</p> <p>2 昇給への勤務成績の反映状況 管理職については、業績・能力総合評価の結果に基づき昇給区分（昇給なし～6号昇給（前年度末55歳以上の職員については昇給なし～2号昇給））を決定した。</p> <p>一般職員については、勤務成績に基づき昇給区分（昇給なし～6号昇給（前年度末55歳以上の職員については昇給なし～2号昇給））を決定した。</p> <p>令和6年4月1日の昇給において、一般行政職（知事部局）の職員数13,449名中、上位区分（5号昇給～6号昇給（前年度末55歳以上の職員については1号昇給～2号昇給））に決定された職員は3,680名（27.4%）であった。</p>
--

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

東京都	国
1人当たり平均支給額（令和5年度） 1,907 千円	—
<p>（令和5年度支給割合）</p> <p>期末手当 2.40 月分 (1.35) 月分</p> <p>勤勉手当 2.25 月分 (1.10) 月分</p>	<p>（令和5年度支給割合）</p> <p>期末手当 2.45 月分 (1.375) 月分</p> <p>勤勉手当 2.05 月分 (0.975) 月分</p>
<p>（加算措置の状況）</p> <p>職制上の段階、職務の級等による加算措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職務段階別加算 3～20% ・管理職加算 15～25% 	<p>（加算措置の状況）</p> <p>職制上の段階、職務の級等による加算措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) ()内は、定年前再任用短時間勤務職員（暫定再任用職員及び暫定再任用短時間勤務職員を含む。）に係る支給割合である。

(2) 勤勉手当への人事評価の活用状況

令和5年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○	○	○	○
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ（一律）				
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

【参考】勤勉手当への勤務成績の反映状況

1 勤務成績の評定の実施状況 地方公務員法第23条に基づき、毎年管理職については3月31日、一般職員については12月31日を評定基準日として人事評価を実施している（内容の詳細については、東京都職員の人事考課に関する規程を参照）。 なお、昭和47年度から管理職に対する人事考課制度として職務記録と自己申告を制度化し、昭和61年度から一般職員に対しても業績評価制度と自己申告制度を導入している。
2 勤勉手当への勤務実績の反映状況 都では、能力・業績主義の徹底を図る観点から、若手職員、定年前再任用短時間勤務職員、暫定再任用職員、暫定再任用短時間勤務職員、教員及び現業系職員も含む全ての職員に成績率を適用している。 管理職（定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員、暫定再任用短時間勤務職員を除く。）については、業績・能力総合評価の結果に基づき、成績率の段階（部長級は5段階、課長級は6段階）を決定している。 一般職員については、業績評価の結果に基づき、成績率の段階（課長代理級は4段階、それ以外の一般職員については3段階）を決定している。 令和5年12月の成績率は、部長級は10000分の22500から10000分の0の範囲内、課長級は10000分の23000から10000分の0の範囲内、課長代理級は10000分の17500から10000分の10457.5の範囲内、課長代理級以外の一般職員は10000分の16500から10000分の10575の範囲内で決定している。

(3) 退職手当（令和6年4月1日現在）

東京都			国		
（支給率）	自己都合	勸奨・定年	（支給率）	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.00月分	23.00月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	30.50月分	30.50月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	43.00月分	43.00月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度額	43.00月分	43.00月分	最高限度額	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置（2%～20%加算）			定年前早期退職特例措置（2%～45%加算）		
1人当たり平均支給額 2,253千円 23,428千円					

（注） 1人当たり平均支給額は、令和5年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額である。

(4) 地域手当（令和6年4月1日現在）

支給実績（令和5年度普通会計決算）		126,834,600 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（令和5年度普通会計決算）		811,456 円		
支給対象地域等	支給対象職員数	支給率	国の制度（支給率）	
特別区、医師、歯科医師	112,419 人	20 %	20 % (特別区以外の医師、 歯科医師は16%)	
武蔵野市、調布市、町田市、小平市、 日野市、国分寺市、狛江市、清瀬市、 多摩市	13,412 人		16 %	
八王子市、青梅市、府中市、昭島市、 小金井市、東村山市、国立市、福生 市、稲城市、西東京市	18,751 人		15 %	
立川市、東大和市	4,315 人		12 %	
三鷹市、あきる野市	2,197 人		10 %	
東久留米市、羽村市	1,394 人		6 %	
武蔵村山市	568 人		3 %	
瑞穂町、日の出町、檜原村、奥多摩町	566 人		0 %	
袖ヶ浦市	40 人		12 %	16 %
藤沢市	2 人			12 %
市原市	32 人	10 %		
八街市	4 人	3 %		
鴨川市、館山市、鋸南町	77 人	0 %		
島しょ地域	1,305 人	0 %	0 %	
平均支給率		19.8 %	18.2 %	

(注) 「国の制度（支給率）」の欄の平均支給率は、支給対象職員に対し、国の率で支給したと仮定した場合の加重平均の支給率である。

(5) 特殊勤務手当（令和6年4月1日現在）

支給実績（令和5年度普通会計決算）			8,948,069 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（令和5年度普通会計決算）			153,032 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和5年度）			37.4 %	
手当の種類（手当数）			33 種類	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 令和5年度決算	左記職員に対する 支給単価
死体取扱・解剖等業務 手当、死体処理手当	知事部局職員、警視庁 職員	死体解剖等の業務	398,858 千円	日額200～610円、1体 190～3,200円
危険現場等作業手当、 高所危険手当、高所手 当	知事部局職員、教育庁 職員、警視庁職員	潜水作業、高所作業等	930 千円	日額230～940円、1台 150～300円
防疫等業務手当	知事部局職員	感染症・結核患者の治 療・看護等の業務	3,499 千円	日額・1勤務 210～ 5,000円
精神神経疾患診療等 業務手当	知事部局職員	精神科救急業務、措置 入院に関する業務等	1,720 千円	日額170～500円、1回 720～1,420円
と畜解体作業等業務 手当	知事部局職員	と畜解体・と畜検査業 務等	24,186 千円	日額550～2,720円
放射線・有害物等取扱 業務手当、放射線業務 従事手当、放射線取扱 手当、有害薬品取扱手 当	知事部局職員、学校職 員、警視庁職員	放射線の操作業務等	6,029 千円	日額・1勤務 180～390 円
船員勤務手当	知事部局職員、教育庁 職員、学校職員	船員法の適用を受け る職員の乗船勤務	9,927 千円	日額2,230～2,880円
取締・折衝等業務手当	知事部局職員	取締業務、折衝業務等	3,522 千円	日額190～270円
税務事務特別手当	知事部局職員	都税の賦課徴収の事 務	20,575 千円	日額360～640円
職業訓練指導員手当	知事部局職員	職業訓練業務	21,995 千円	日額660円
交替制勤務者等業務 手当、深夜特殊業務手 当、夜間緊急招集手 当	知事部局職員、教育庁 職員、学校職員、警視 庁職員、東京消防庁職 員	深夜交替制勤務等の 変則勤務	2,166,649 千円	日額・1勤務 410～ 3,900円、1回 650～ 10,000円
福祉等業務手当	知事部局職員	入所者の療育・介護等 の業務	79,030 千円	日額・1勤務 200～ 1,090円
小笠原業務手当	知事部局職員、教育庁 職員、学校職員、警視 庁職員	小笠原に所在する都 の機関の業務	19,901 千円	日額300～700円

指導医業務手当	知事部局職員	東京医師アカデミーの研修計画に基づく指導業務	220 千円	日額 4,500 円
特定看護分野従事手当	知事部局職員	医療安全対策、感染管理その他特定の看護分野に係る業務	1,532 千円	日額 750～2,700 円
夜間定時制教育勤務手当	教育庁職員、学校職員	定時制課程を置く高等学校における夜間の勤務	1,281 千円	日額 520 円
夜間学級通信教育勤務手当	学校職員	中学校における夜間学級、通信教育の業務	18,182 千円	日額 710～980 円
特別支援学校看護業務手当	学校職員	特別支援学校における看護業務等	1,485 千円	日額 200 円
教員特殊業務手当	学校職員	非常災害時の緊急業務等	1,901,893 千円	日額 1,700～6,400 円
捜査等業務手当	警視庁職員	暴力団、国際犯罪組織等の捜査、取締り等	1,288,844 千円	日額 200～3,000 円、1件 310～410 円
交通整理取締手当	警視庁職員	交通の整理、交通関係法令違反の取締り	80,416 千円	日額 300～510 円
看守手当	警視庁職員	留置施設及び被留置者の管理等	134,896 千円	日額 370 円
警ら手当	警視庁職員	交番その他の派出所における業務等	882,364 千円	日額 300～500 円
爆発物等処理手当	警視庁職員	爆発物の識別、解体の業務等	20,003 千円	1 件 5,400 円、日額 250～5,500 円
特別救助手当、救出救助手当	警視庁職員、東京消防庁職員	自然災害等における救難・救助、国際緊急援助活動等	56,865 千円	1 回 460～840 円、日額 260～8,000 円
管制手当	東京消防庁職員	消防部隊の運用等の指令管制業務	10,328 千円	日額 200 円
航空作業手当、ヘリコプター従事手当	警視庁職員、東京消防庁職員	航空機への搭乗、整備等の業務	90,780 千円	日額 640～1,230 円、1 時間 400～8,120 円
検査手当	警視庁職員	理化学、法医学等による検査又は鑑定業務	5,995 千円	日額 350 円
出動手当	東京消防庁職員	消防活動等の業務	580,604 千円	1 回 220～900 円、日額 2,600～5,500 円

救急手当	東京消防庁職員	傷病者の搬送、救急処置等の業務	1,059,903 千円	1回 200～500 円
火災調査手当	東京消防庁職員	火災及び爆発の原因等の調査	7,771 千円	日額 330 円
査察業務手当	東京消防庁職員	火災予防のための高度の検査等の業務	31,363 千円	日額 300 円
高所活動危険手当	東京消防庁職員	はしご等を活用する高所での消防活動等	16,523 千円	日額 220 円

(6) 超過勤務手当（時間外勤務手当）

支給実績（令和 5 年度普通会計決算）	58,126,070 千円
職員 1 人当たり平均支給年額（令和 5 年度普通会計決算）	371 千円
支給実績（令和 4 年度普通会計決算）	57,627,106 千円
職員 1 人当たり平均支給年額（令和 4 年度普通会計決算）	371 千円

(7) その他の手当 (令和6年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和5年度普通会計決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和5年度普通会計決算)
扶養手当	<p>【内容】 扶養親族を有する職員に支給</p> <p>【支給額】 (1) 子 9,000円 (子が満16歳年度初めから満22歳年度末までの場合は13,000円) (2) 子以外の扶養親族 6,000円 (課長級は3,000円)</p>	異なる	<p>支給対象者、支給単価</p> <p>【国】 (1) 子 10,000円 (子が満16歳年度初めから満22歳年度末までの場合は15,000円) (2) 子以外の扶養親族 6,500円 (行(一)8級相当以上は3,500円)</p>	13,858,928千円	224,432円
住居手当	<p>【内容】 自ら居住するための住居を借り受け、月額15,000円以上の家賃を払っている世帯主等に支給 当該年度末年齢35歳未満の職員にのみ支給し、管理職には支給されない</p> <p>【支給額】 15,000円</p>	異なる	<p>支給対象者、支給対象区分、支給単価</p> <p>【国】 借家・借間 支給限度額 28,000円</p>	3,358,110千円	190,704円
初任給調整手当	<p>【内容】 専門的な知識を必要とし、かつ採用による欠員補充が困難である等の事情が考慮される以下の職員に支給</p> <p>【支給額】 (1) 医師・歯科医師 ① 島しょ保健所等 145,000～306,900円 ② 都外施設等 118,000～268,500円 ③ 監察医務院 68,000～202,000円 ④ 保健所・都立病院等 52,000～175,100円 ⑤ 本庁・研究所 18,000～121,900円 (2) 助産師・看護師等 900～5,800円 ※(1)は大学卒業後40年間、(2)は学校等卒業又は修業年限経過後5年間支給</p>	異なる	<p>支給対象者、支給対象区分、支給期間</p> <p>【国】 (1) 医師・歯科医師 ① 離島・へき地 57,600～414,800円 ② 少人口市町村 54,600～368,800円 ③ 地域手当5級地以下 49,100～308,600円 ④ 地域手当4級地 38,900～251,200円 ⑤ 地域手当1～3級地 27,500～184,700円 (2) 医系技官等 17,400～50,800円 (3) 研究員等 20,000～100,000円 ※(1)及び(2)は採用から35年間、(3)は採用から10年間支給</p>	270,944千円	1,403,855円
通勤手当	<p>【内容】 通勤のために交通機関等を利用し運賃等の負担を常例とする職員又は自転車等交通用具の使用を常例とする職員に支給</p> <p>【支給額】 (1) 交通機関等利用者 原則として、6ヶ月定期券額 (1月当たり限度額 55,000円) (2) 交通用具使用者 交通用具の区分・使用距離に応じた定額 (①～③)×6月 ① 一般 2,600～15,000円 ② 通勤不便 3,900～29,700円 ③ 障害者 4,500～37,200円 (3) 交通機関・交通用具併用者 原則として、(1)と(2)の合計額 (1月当たり限度額 55,000円)</p>	異なる	<p>交通用具使用者の支給額</p> <p>【国】 2,000～31,600円</p>	22,265,151千円	162,921円

単身赴任手当	<p>【内容】 公署を異にする異動又は出勤する公署の移転に伴い、転居し、やむを得ない事情により配偶者と別居し、距離制限(80km以上)を満たし、単身で生活することを常況とする職員に支給</p> <p>【支給額】 (1) 基礎額 30,000円 (2) 加算額 6,000～70,000円 (職員・配偶者の住居の距離が100km以上、住居が島しょ等の場合に加算)</p>	異なる	<p>距離制限、加算額</p> <p>【国】 (1) 距離制限 60 km以上 (2) 加算額 8,000～70,000円(職員・配偶者の住宅の距離が100km以上の場合に加算)</p>	240,511千円	575,385円
給料の特別調整額(管理職手当)	<p>【内容】 管理又は監督の地位にある職員のうち特に指定するものに支給</p> <p>【支給額】 22,600～140,800円</p>	異なる	<p>支給対象者、支給割合</p> <p>【国】 46,300～146,400円</p>	9,653,107千円	1,097,568円
特地勤務手当等	<p>【内容】 離島その他の生活の著しく不便な地に所在する公署に勤務する職員に支給 当該公署への異動又は採用に伴って住居を移転した職員には、特地勤務手当に準ずる手当を支給</p> <p>【支給額】 (1) 特地勤務手当 {異動等時の(給料の月額+扶養手当)×1/2+現に受ける(給料の月額+扶養手当)×1/2}×支給割合(15/100～25/100) (2) 特地勤務手当に準ずる手当 異動等時の(給料の月額+扶養手当)×支給割合(1/100～6/100)</p>	異なる	<p>支給割合</p> <p>【国】 (1) 特地勤務手当 4/100～25/100 (2) 特地勤務手当に準ずる手当 2/100～6/100</p>	587,827千円	939,021円
へき地手当等	<p>【内容】 離島その他の生活の著しく不便な地に所在する学校等に勤務する学校職員に支給 当該学校等への異動又は採用に伴って住居を移転した学校職員には、へき地手当に準ずる手当を支給</p> <p>【支給額】 (1) へき地手当 (給料の月額+扶養手当)×支給割合(15/100～25/100) (2) へき地手当に準ずる手当 (給料の月額+扶養手当)×支給割合(1/100～4/100)</p>			660,088千円	973,581円
定時制通信教育手当	<p>【内容】 定時制の課程又は通信制の課程を置く高等学校の教育職員等に支給</p> <p>【支給額】 給料月額(教職調整額を含む)×支給割合(2/100～5/100)</p>			205,360千円	167,095円
産業教育手当	<p>【内容】 農業、水産又は工業に関する課程を置く高等学校で、実習を伴う農業、水産又は工業に関する科目を主として担任する教育職員等に支給</p> <p>【支給額】 給料月額(教職調整額を含む)×支給割合(4/100～8/100)</p>			208,981千円	244,422円

義務教育等教員特別手当	【内容】 義務教育等諸学校に勤務する教育職員等に支給 【支給額】 1,850～8,570円			3,796,003千円	59,199円
農林漁業普及指導手当	【内容】 農業等の改良普及事業に従事する普及指導員若しくは林業普及指導員に支給 【支給額】 (1) 管理職 14,000円 (2) 行(一)3級 21,000円 (3) 行(一)2級以下 19,500円			10,965千円	261,071円
宿日直手当	【内容】 宿日直勤務を命じられた職員が勤務した場合に支給 【支給単価】 (1) 管理宿直(本部当直) 6,000円 (2) 業務宿直 6,600円 (3) 本署当直 7,800円 (4) 島部当直 6,600円 (5) 学校当直 6,100円 (6) 医師宿直 30,000円 ※5時間未満は1/2の額	異なる	支給単価、支給対象者 【国】 (1) 一般の宿日直 4,400円 (2) 特別の宿日直 5,300～7,400円 (3) 医師当直 21,000円 (4) 常直 22,000円 ※5時間未満は1/2の額	1,011,837千円	159,244円
管理職員特別勤務手当	【内容】 (1) 指定職給料表適用職員・管理職が、臨時又は緊急の必要その他公務の運営の必要により、週休日又は休日に勤務した場合に支給 (2) 管理職が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により、週休日又は休日以外の日の午前0時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合に支給 【支給単価】 (1) 4,000～18,000円(勤務時間が6時間超の場合は、6,000～27,000円) (2) 2,000～6,000円	異なる	支給単価 【国】 (1) 6,000～18,000円 (勤務時間が6時間超の場合は、9,000～27,000円) (2) 3,000円～6,000円	209,533千円	325,362円
夜勤手当	【内容】 正規の勤務時間として、午後10時から翌日午前5時までの間に勤務することを命じられた職員が勤務した場合に支給 【支給単価】 勤務1時間当たりの給料等の額×25/100	同じ	—	6,763,318千円	138,550円
休日給	【内容】 休日の勤務として正規の勤務時間中に勤務することを命じられた職員が、勤務した場合に支給 【支給単価】 勤務1時間当たりの給料等の額×135/100	同じ	—	16,922,522千円	909,324円
寒冷地手当	【内容】 寒冷地に在勤する職員に支給(11～3月のみ)	同じ	—	—	—

5 特別職の報酬等の状況（令和6年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等		
給料	知 事	730,000 円 (1,460,000 円)		
	副 知 事	1,192,000 円		
	教 育 長	1,110,000 円		
報酬	議 長	1,019,200 円 (1,274,000 円)		
	副 議 長	920,000 円 (1,150,000 円)		
	議 員	820,000 円 (1,025,000 円)		
期末手当	知 事 副 知 事 教 育 長	(令和5年度支給割合)		
		3.50月分		
		3.50月分		
	議 長 副 議 長 議 員	(令和5年度支給割合)		
3.50月分				
3.50月分				
退職手当		(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	知 事	給料月額×在職月数×50/100	3,504万円	任期ごと
	副 知 事	給料月額×在職月数×40/100	2,288万円	任期ごと
	教 育 長	給料月額×在職月数×26/100	1,038万円	任期ごと

- (注) 1 特別職の報酬等の額は、学識経験者などで構成される「東京都特別職報酬等審議会」の答申に基づき条例で定められている。
- 2 知事、副知事及び教育長には、地域手当を一般職員と同様に支給している。
- 3 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（知事及び副知事は4年＝48月、教育長は3年＝36月）勤めた場合における退職手当の見込額である。
- 4 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）の一部改正により、平成27年4月1日より教育委員長と教育長が一本化されたことに伴い、教育長は一般職から特別職に位置付けられた。
- 5 知事、議長、副議長及び議員は、特例条例により、給料・報酬等を減額している。
（ ）内は、減額前の月額である。

6 公営企業職員の状況

(1) 交通事業

ア 職員給与費の状況

(ア) 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 令和4年度の総費用に 占める職員給与費比率
令和 5年度	千円 52,131,696	千円 1,688,869	千円 26,046,053	% 50.0	% 47.5

区分	職員数 A	給 与 費				1人当たり 給与費 B/A	(参考) 都道府県 平均一人当たり 給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和 5年度	人 2,930	千円 9,783,581	千円 6,479,171	千円 4,466,243	千円 20,728,995	千円 7,075	千円 7,333

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数については、令和5年4月1日現在の人数である。
 3 職員数及び給与費については、定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用短時間勤務職員を含み、会計年度任用職員を含まない。
 4 都道府県平均は、令和4年度地方公営企業決算状況調査によるものである。

イ 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（令和6年4月1日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
東 京 都	45.5 歳	338,301 円	579,121 円
団体平均	45.3 歳	353,108 円	597,673 円

- (注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。
 2 団体平均は、令和4年度地方公営企業決算状況調査による都道府県における交通事業（高速鉄道事業を含む。）の平均で、定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用短時間勤務職員を含む。

(うちバス事業運転手)

区分	公 務 員			
	平均年齢	職員数	基本給	平均月収額 (A)
東 京 都	49.2 歳	1,754 人	315,343 円	543,688 円
団体平均	46.2 歳	1,126 人	311,635 円	532,646 円

区分	民 間			参 考
	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均月収額 (B)	A/B
東 京 都	バス運転者	51.4 歳	388,300 円	1.40
団体平均	—	—	—	—

区分	参 考		
	年収ベース（試算値）の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
東京都	6,524,255 円	4,659,200 円	1.40

- (注) 1 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。(令和2年から令和4年までの3か年平均)
- 2 民間の類似職種との比較に当たり、年齢、業務内容及び雇用形態の点において完全に一致しているものではない。
- 3 平均月収額には、期末・勤勉手当(民間は年間賞与)等を含む。
- 4 年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均月収額を12倍した試算値である。

ウ 職員の手当の状況

(ア) 期末手当・勤勉手当

東京都		参考(東京都の知事部局等)	
1人当たり平均支給額(令和5年度) 1,458 千円		1人当たり平均支給額(令和5年度) 1,907 千円	
(令和5年度支給割合) 期末手当 2.40 月分 (1.35) 月分 勤勉手当 2.25 月分 (1.10) 月分		(令和5年度支給割合) 期末手当 2.40 月分 (1.35) 月分 勤勉手当 2.25 月分 (1.10) 月分	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・職務段階別加算 3~20% ・管理職加算 15~25%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・職務段階別加算 3~20% ・管理職加算 15~25%	

(注) ()内は、定年前再任用短時間勤務職員(暫定再任用職員及び暫定再任用短時間勤務職員を含む。)に係る支給割合である。

(イ) 退職手当(令和6年4月1日現在)

東京都			参考(東京都の知事部局等)		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.00月分	23.00月分	勤続20年	23.00月分	23.00月分
勤続25年	30.50月分	30.50月分	勤続25年	30.50月分	30.50月分
勤続35年	43.00月分	43.00月分	勤続35年	43.00月分	43.00月分
最高限度額	43.00月分	43.00月分	最高限度額	43.00月分	43.00月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2%~20%加算)			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2%~20%加算)		
1人当たり平均支給額 1,329千円 16,464千円			1人当たり平均支給額 2,253千円 23,428千円		

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和5年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額である。

(ウ) 地域手当(令和6年4月1日現在)

支給実績(令和5年度決算)		2,024,351 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)		668,765 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)
特別区、青梅市	20.0%	2,921人	20.0%

(エ) 特殊勤務手当（令和6年4月1日現在）

支給実績（令和5年度決算）		180,987 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）		75,885 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和5年度）		81.4 %		
手当の種類（手当数）		2 種類		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 令和5年度決算	左記職員に対する 支給単価
交替制勤務者等 業務手当	乗務員、交替勤務 職員	長時間拘束勤務、 交替制勤務等の 変則勤務	177,614 千円	1 勤務 450 円～ 1,200 円 待機 10 分につき 50 円
特定現場作業手当	技術系職員等	危険・有害業務等	3,372 千円	日額 200 円～230 円 1 件につき 1,000 円

(オ) 超過勤務手当（時間外勤務手当）

支給実績（令和5年度決算）	3,372,670 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）	1,151 千円
支給実績（令和4年度決算）	3,444,566 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和4年度決算）	1,116 千円

(注) 休日給を含む。

(カ) その他の手当（令和6年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職 の制度 との異同	一般行政 職の制度 と異なる 内容	支給実績 (令和5年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和5年度決算)
扶養手当	【内容】 扶養親族を有する職員に支給 【支給額】 (1) 子 9,000 円(子が満16歳年 度初めから満22歳年度末まで の場合は13,000円) (2) 子以外の扶養親族 6,000 円 (課長級は3,000円)	同じ	—	301,313 千円	199,942 円
住居手当	【内容】 自ら居住するための住居を借 り受け、月額15,000円以上の家 賃を払っている世帯主等に支給 当該年度末年齢35歳未満の職 員にのみ支給し、管理職には支給 されない 【支給額】 15,000 円	同じ	—	16,112 千円	185,199 円
初任給 調整手当	【内容】 専門的な知識を必要とし、かつ 採用による欠員補充が困難であ る等の事情が考慮される医師に 支給 【支給額】 52,000～175,100 円 ※大学卒業後40年間	同じ	—	253 千円	※

通勤手当	<p>【内容】 通勤のために交通機関等を利用し運賃等の負担を常例とする職員又は自転車等交通用具の使用を常例とする職員に支給</p> <p>【支給額】 (1)交通機関等利用者 原則として、6ヵ月定期券額(1月当たり限度額55,000円)</p> <p>(2)交通用具使用者 交通用具の区分・使用距離に応じた定額(①、②)×6月 ①一般：2,600～15,000円 ②障害者：4,500～37,200円</p> <p>(3)交通機関・交通用具併用者 原則として、(1)と(2)の合計額(1月当たり限度額55,000円)</p>	同じ	—	405,563 千円	137,153 円
単身赴任手当	<p>【内容】 公署を異にする異動等に伴い、転居し、やむを得ない事情により配偶者と別居し、距離制限(80km以上)を満たし、単身で生活することを常況とする職員に支給</p> <p>【支給額】 (1)基礎額 30,000円 (2)加算額 6,000～60,000円 (職員・配偶者の住居の距離が100km以上、住居が島しょ等の場合に加算)</p>	同じ	—	—	—
管理職手当	<p>【内容】 管理又は監督の地位にある職員のうち特に指定するものに支給</p> <p>【支給額】 22,600～140,800円</p>	同じ	—	35,945 千円	1,123,273 円
宿日直手当	<p>【内容】 宿日直勤務を命じられた職員が勤務した場合に支給</p> <p>【支給単価】 6,000円 ※5時間未満は1/2の額</p>	同じ	—	—	—
管理職員特別勤務手当	<p>【内容】 (1)指定職給料表適用職員・管理職が、臨時又は緊急の必要その他公務の運営の必要により、週休日又は休日に勤務した場合に支給 (2)管理職が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により、週休日又は休日以外の日の午前0時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合に支給</p> <p>【支給単価】 (1)4,000～18,000円(勤務時間が6時間超の場合は、6,000～27,000円) (2)2,000～6,000円</p>	同じ	—	6 千円	※

夜勤手当	【内容】 正規の勤務時間として、午後 10 時から翌日午前 5 時までの間に勤務することを命じられた職員が勤務した場合に支給 【支給単価】 勤務 1 時間当たりの給料等の額×25/100	同じ	—	61,188 千円	43,488 円
------	--	----	---	-----------	----------

(注) 交通局（交通事業、高速電車事業及び電気事業）では、複数の事業に関する職員がおり、支給実績は生じているが、支給職員数を他の事業に計上している場合がある。そのため、支給職員 1 人当たりの平均支給年額を算出できない手当がある。

(2) 高速電車事業

ア 職員給与費の状況

(ア) 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 令和4年度の総費用に占 める職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
令和 5年度	139,084,583	18,013,954	35,590,573	25.6	26.0

区分	職員数 A	給 与 費				1人当たり 給与費 B/A	(参考) 都道府県 平均一人当たり 給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
令和 5年度	3,669	13,498,248	8,244,075	6,472,324	28,214,647	7,690	7,731

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数については、令和5年4月1日現在の人数である。
 3 職員数及び給与費については、定年前再任用短時間勤務職員及び暫定前再任用短時間勤務職員を含み、会計年度任用職員を含まない。
 4 都道府県平均は、令和4年度地方公営企業決算状況調査によるものである。

イ 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（令和6年4月1日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
東 京 都	44.4 歳	376,839 円	638,851 円
団体平均	44.1 歳	374,584 円	634,852 円

- (注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。
 2 団体平均は、令和4年度地方公営企業決算状況調査による都道府県における交通事業のうち鉄道事業の平均で、定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用短時間勤務職員を含む。

(うち地下鉄運転士)

区分	公 務 員			
	平均年齢	職員数	基本給	平均月収額 (A)
東 京 都	48.5 歳	684 人	376,095 円	633,768 円

区分	民 間			参 考 A / B
	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均月収額 (B)	
全 国 計	鉄道運転従事者	40.6 歳	519,500 円	1.23

区分	参 考		
	年収ベース（試算値）の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C / D
東 京 都	7,605,216 円	6,233,600 円	1.22

- (注) 1 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している（令和2年から令和4年までの3か年平均）。
 2 電車運転士については、賃金構造基本統計調査において都道府県別の数値を公表していない。

- 3 民間の類似職種との比較に当たり、年齢、業務内容及び雇用形態の点において完全に一致しているものではない。
- 4 平均月収額には、期末・勤勉手当（民間は年間賞与）等を含む。
- 5 年収ベースの「公務員（C）」及び「民間（D）」のデータは、それぞれ平均月収額を12倍した試算値である。

ウ 職員の手当の状況

(ア) 期末手当・勤勉手当

東京都		参考（東京都の知事部局等）	
1人当たり平均支給額（令和5年度） 1,739 千円		1人当たり平均支給額（令和5年度） 1,907 千円	
（令和5年度支給割合） 期末手当 2.40 月分 (1.35) 月分 勤勉手当 2.25 月分 (1.10) 月分		（令和5年度支給割合） 期末手当 2.40 月分 (1.35) 月分 勤勉手当 2.25 月分 (1.10) 月分	
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・職務段階別加算 3～20% ・管理職加算 15～25%		（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・職務段階別加算 3～20% ・管理職加算 15～25%	

(注) ()内は、定年前再任用短時間勤務職員（暫定再任用職員及び暫定再任用短時間勤務職員を含む。）に係る支給割合である。

(イ) 退職手当（令和6年4月1日現在）

東京都			参考（東京都の知事部局等）		
（支給率）	自己都合	勸奨・定年	（支給率）	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.00月分	23.00月分	勤続20年	23.00月分	23.00月分
勤続25年	30.50月分	30.50月分	勤続25年	30.50月分	30.50月分
勤続35年	43.00月分	43.00月分	勤続35年	43.00月分	43.00月分
最高限度額	43.00月分	43.00月分	最高限度額	43.00月分	43.00月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置（2%～20%加算） 1人当たり平均支給額 3,168千円 19,038千円			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置（2%～20%加算） 1人当たり平均支給額 2,253千円 23,428千円		

(注) 1人当たり平均支給額は、令和5年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額である。

(ウ) 地域手当（令和6年4月1日現在）

支給実績（令和5年度決算）		2,785,433 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）		751,601 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給率）
特別区	20.0 %	3,606 人	20.0 %
市川市	20.0 %	57 人	当該地域に公署なし

(エ) 特殊勤務手当（令和6年4月1日現在）

支給実績（令和5年度決算）			249,111 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）			84,789 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和5年度）			80.1 %	
手当の種類（手当数）			2 種類	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 令和5年度決算	左記職員に対する 支給単価
交替制勤務者等業務手当	乗務員、交替勤務職員	長時間拘束勤務、交替制勤務等の変則勤務	240,803 千円	1 勤務 450 円～1,200 円 待機 10 分につき 50 円
特定現場作業手当	技術系職員等	危険・有害業務等	8,307 千円	日額 200 円～230 円 1 件につき 1,000 円

(オ) 超過勤務手当（時間外勤務手当）

支給実績（令和5年度決算）	3,470,495 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）	946 千円
支給実績（令和4年度決算）	3,599,834 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和4年度決算）	968 千円

(注) 休日給を含む。

(カ) その他の手当（令和6年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (令和5年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (令和5年度決算)
扶養手当	【内容】 扶養親族を有する職員に支給 【支給額】 (1) 子 9,000 円 (子が満 16 歳年度初めから満 22 歳年度末までの場合は 13,000 円) (2) 子以外の扶養親族 6,000 円 (課長級は 3,000 円)	同じ	—	338,595 千円	206,586 円
住居手当	【内容】 自ら居住するための住居を借り受け、月額 15,000 円以上の家賃を払っている世帯主等に支給 当該年度末年齢 35 歳未満の職員にのみ支給し、管理職には支給されない 【支給額】 15,000 円	同じ	—	45,060 千円	190,931 円
初任給調整手当	【内容】 専門的な知識を必要とし、かつ採用による欠員補充が困難である等の事情が考慮される医師に支給 【支給額】 52,000～175,100 円 ※大学卒業後 40 年間	同じ	—	633 千円	※

通勤手当	<p>【内容】 通勤のために交通機関等を利用し運賃等の負担を常例とする職員又は自転車等交通用具の使用を常例とする職員に支給</p> <p>【支給額】 (1)交通機関等利用者 原則として、6ヵ月定期券額(1月当たり限度額 55,000 円)</p> <p>(2)交通用具使用者 交通用具の区分・使用距離に応じた定額(①、②)×6月 ①一般：2,600～15,000 円 ②障害者：4,500～37,200 円</p> <p>(3)交通機関・交通用具併用者 原則として、(1)と(2)の合計額(1月当たり限度額 55,000 円)</p>	同じ	—	648,881 千円	178,903 円
単身赴任手当	<p>【内容】 公署を異にする異動等に伴い、転居し、やむを得ない事情により配偶者と別居し、距離制限(80 km 以上)を満たし、単身で生活することを常況とする職員に支給</p> <p>【支給額】 (1)基礎額 30,000 円 (2)加算額 6,000～60,000 円 (職員・配偶者の住居の距離が100km 以上、住居が島しょ等の場合に加算)</p>	同じ	—	—	—
管理職手当	<p>【内容】 管理又は監督の地位にある職員のうち特に指定するものに支給</p> <p>【支給額】 22,600～140,800 円</p>	同じ	—	83,295 千円	1,156,873 円
宿日直手当	<p>【内容】 宿日直勤務を命じられた職員が勤務した場合に支給</p> <p>【支給単価】 6,000 円 ※5時間未満は1/2の額</p>	同じ	—	—	—
管理職員特別勤務手当	<p>【内容】 (1)指定職給料表適用職員・管理職が、臨時又は緊急の必要その他公務の運営の必要により、週休日又は休日に勤務した場合に支給 (2)管理職が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により、週休日又は休日以外の日の午前0時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合に支給</p> <p>【支給単価】 (1)4,000～18,000 円(勤務時間が6時間超の場合は、6,000～27,000 円) (2)2,000～6,000 円</p>	同じ	—	86 千円	※

夜勤手当	【内容】 正規の勤務時間として、午後 10 時から翌日午前 5 時までの間に勤務することを命じられた職員が勤務した場合に支給 【支給単価】 勤務 1 時間当たりの給料等の額×25/100	同じ	—	536,558 千円	188,002 円
------	--	----	---	------------	-----------

(注) 交通局（交通事業、高速電車事業及び電気事業）では、複数の事業に係る職員がおり、支給実績は生じているが、支給職員数を他の事業に計上している場合がある。そのため、支給職員 1 人当たりの平均支給年額を算出できない手当がある。

(3) 電気事業

ア 職員給与費の状況

(ア) 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 令和4年度の総費用に 占める職員給与費比率
令和 5年度	千円 1,068,661	千円 △ 39,019	千円 175,793	% 16.4	% 19.0

区分	職員数 A	給 与 費				1人当たり 給与費 B/A	(参考) 都道府県 平均一人当たり 給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和 5年度	人 19	千円 74,327	千円 35,134	千円 37,339	千円 146,800	千円 7,726	千円 6,560

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数については、令和5年4月1日現在の人数である。
 3 職員数及び給与費については、定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用短時間勤務職員を含み、会計年度任用職員を含まない。
 4 都道府県平均は、令和4年度地方公営企業決算状況調査によるものである。

イ 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（令和6年4月1日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
東 京 都	40.8 歳	400,273 円	642,495 円
団体平均	45.3 歳	350,867 円	545,019 円

- (注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。
 2 団体平均は、令和4年度地方公営企業決算状況調査による都道府県における電気事業の平均で、定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用短時間勤務職員を含む。

ウ 職員の手当の状況

(ア) 期末手当・勤勉手当

東京都	参考（東京都の知事部局等）
1人当たり平均支給額（令和5年度） 2,074 千円	1人当たり平均支給額（令和5年度） 1,907 千円
(令和5年度支給割合) 期末手当 2.40 月分 勤勉手当 2.25 月分 (1.35) 月分 (1.10) 月分	(令和5年度支給割合) 期末手当 2.40 月分 勤勉手当 2.25 月分 (1.35) 月分 (1.10) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・職務段階別加算 3～20% ・管理職加算 15～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・職務段階別加算 3～20% ・管理職加算 15～25%

- (注) ()内は、定年前再任用短時間勤務職員（暫定再任用職員及び暫定再任用短時間勤務職員を含む。）に係る支給割合である。

(イ) 退職手当（令和6年4月1日現在）

東京都			参考（東京都の知事部局等）		
（支給率） 勤続20年	自己都合 23.00月分	勸奨・定年 23.00月分	（支給率） 勤続20年	自己都合 23.00月分	勸奨・定年 23.00月分
勤続25年	30.50月分	30.50月分	勤続25年	30.50月分	30.50月分
勤続35年	43.00月分	43.00月分	勤続35年	43.00月分	43.00月分
最高限度額	43.00月分	43.00月分	最高限度額	43.00月分	43.00月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置（2%～20%加算） 1人当たり平均支給額 ※			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置（2%～20%加算） 1人当たり平均支給額 2,253千円 23,428千円		

(注) 1 1人当たり平均支給額は、令和5年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額である。

2 交通局（交通事業、高速電車事業及び電気事業）では、複数の事業に係る職員がおり、支給実績は生じているが、支給職員数を他の事業に計上している場合がある。そのため、支給職員1人当たりの平均支給額を算出できない。

(ウ) 地域手当（令和6年4月1日現在）

支給実績（令和5年度決算）		15,655千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）		869,696円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給率）
特別区、青梅市	20.0%	16人	20.0%

(エ) 特殊勤務手当（令和6年4月1日現在）

支給実績（令和5年度決算）		6千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）		※		
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和5年度）		※		
手当の種類（手当数）		2種類		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績（令和5年度決算）	左記職員に対する支給単価
交替制勤務者等業務手当	交替勤務職員	長時間拘束勤務、交替制勤務等の変則勤務	6千円	1勤務450円～1,200円 待機10分につき50円
特定現場作業手当	技術系職員等	危険・有害業務等	—	日額200円～230円 1件につき1,000円

(注) 交通局（交通事業、高速電車事業及び電気事業）では、複数の事業に係る職員がおり、支給実績は生じているが、支給職員数を他の事業に計上している場合がある。そのため、支給職員1人当たりの平均支給額及び職員全体に占める手当支給職員の割合を算出できない。

(オ) 超過勤務手当（時間外勤務手当）

支給実績（令和5年度決算）	11,969 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）	630 千円
支給実績（令和4年度決算）	9,959 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和4年度決算）	498 千円

(注) 休日給を含む。

(カ) その他の手当（令和6年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (令和5年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和5年度決算)
扶養手当	【内容】 扶養親族を有する職員に支給 【支給額】 (1) 子 9,000 円（子が満16歳年度初めから満22歳年度末までの場合は13,000円） (2) 子以外の扶養親族 6,000 円（課長級は3,000円）	同じ	—	1,679 千円	186,543 円
住居手当	【内容】 自ら居住するための住居を借り受け、月額15,000円以上の家賃を払っている世帯主等に支給 当該年度末年齢35歳未満の職員にのみ支給し、管理職には支給されない 【支給額】 15,000 円	同じ	—	538 千円	179,451 円
初任給調整手当	【内容】 専門的な知識を必要とし、かつ採用による欠員補充が困難である等の事情が考慮される医師に支給 【支給額】 52,000 円～175,100 円 ※大学卒業後40年間	同じ	—	4 千円	※
通勤手当	【内容】 通勤のために交通機関等を利用し運賃等の負担を常例とする職員又は自転車等交通用具の使用を常例とする職員に支給 【支給額】 (1) 交通機関等利用者 原則として、6ヵ月定期券額（1月当たり限度額55,000円） (2) 交通用具使用者 交通用具の区分・使用距離に応じた定額（①、②）×6月 ①一般：2,600～15,000円 ②障害者：4,500～37,200円 (3) 交通機関・交通用具併用者 原則として、(1)と(2)の合計額（1月当たり限度額55,000円）	同じ	—	2,464 千円	123,210 円

単身赴任 手当	【内容】 公署を異にする異動等に伴い、転居し、やむを得ない事情により配偶者と別居し、距離制限（80 km以上）を満たし、単身で生活することを常況とする職員に支給 【支給額】 (1) 基礎額 30,000 円 (2) 加算額 6,000～60,000 円 （職員・配偶者の住居の距離が100km 以上、住居が島しょ等の場合に加算）	同じ	—	—	—
管理職 手当	【内容】 管理又は監督の地位にある職員のうち特に指定するものに支給 【支給額】 22,600～140,800 円	同じ	—	2,212 千円	1,106,184 円
宿日直 手当	【内容】 宿日直勤務を命じられた職員が勤務した場合に支給 【支給単価】 6,000 円 ※5 時間未満は 1/2 の額	同じ	—	—	—
管理職員 特別勤務 手当	【内容】 (1) 指定職給料表適用職員・管理職が、臨時又は緊急の必要その他公務の運営の必要により、週休日又は休日に勤務した場合に支給 (2) 管理職が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により、週休日又は休日以外の日の午前0時から午前5 時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合に支給 【支給単価】 (1) 4,000～18,000 円（勤務時間が6 時間超の場合は、6,000～27,000 円） (2) 2,000～6,000 円	同じ	—	100 千円	※
夜勤手当	【内容】 正規の勤務時間として、午後 10 時から翌日午前 5 時までの間に勤務することを命じられた職員が勤務した場合に支給 【支給単価】 勤務 1 時間当たりの給料等の額 ×25/100	同じ	—	16 千円	※

(注) 交通局（交通事業、高速電車事業及び電気事業）では、複数の事業に関係する職員がおり、支給実績は生じているが、支給職員数を他の事業に計上している場合がある。そのため、支給職員 1 人当たりの平均支給年額を算出できない手当がある。

(4) 水道事業

ア 職員給与費の状況

(ア) 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 令和4年度の総費用に 占める職員給与費比率
令和 5年度	千円 337,107,346	千円 2,188,056	千円 31,296,361	% 9.3	% 10.2

区分	職員数 A	給 与 費				1人当たり 給与費 B/A	(参考) 都道府県 平均一人当たり 給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和 5年度	人 3,531	千円 12,750,309	千円 6,490,649	千円 6,138,771	千円 25,379,729	千円 7,188	千円 6,834

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数については、令和5年4月1日現在の人数である。
 3 職員数及び給与費については、定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用短時間勤務職員を含み、会計年度任用職員を含まない。
 4 都道府県平均は、令和4年度地方公営企業決算状況調査によるものである。

イ 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（令和6年4月1日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
東 京 都	43.4 歳	377,867 円	601,849 円
団体平均	44.2 歳	358,409 円	568,568 円

- (注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。
 2 団体平均は、令和4年度地方公営企業決算状況調査による都道府県における水道事業の平均で、定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用短時間勤務職員を含む。

ウ 職員の手当の状況

(ア) 期末手当・勤勉手当

東京都	参考（東京都の知事部局等）
1人当たり平均支給額（令和5年度） 1,787 千円	1人当たり平均支給額（令和5年度） 1,907 千円
(令和5年度支給割合) 期末手当 2.40 月分 (1.35) 月分 勤勉手当 2.25 月分 (1.10) 月分	(令和5年度支給割合) 期末手当 2.40 月分 (1.35) 月分 勤勉手当 2.25 月分 (1.10) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・職務段階別加算 3～20% ・管理職加算 15～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・職務段階別加算 3～20% ・管理職加算 15～25%

- (注) ()内は、定年前再任用短時間勤務職員（暫定再任用職員及び暫定再任用短時間勤務職員を含む。）に係る支給割合である。

(イ) 退職手当（令和6年4月1日現在）

東 京 都			参考（東京都の知事部局等）		
（支給率）	自己都合	勸奨・定年	（支給率）	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.00月分	23.00月分	勤続20年	23.00月分	23.00月分
勤続25年	30.50月分	30.50月分	勤続25年	30.50月分	30.50月分
勤続35年	43.00月分	43.00月分	勤続35年	43.00月分	43.00月分
最高限度額	43.00月分	43.00月分	最高限度額	43.00月分	43.00月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置（2%～20%加算） 1人当たり平均支給額 2,944千円 21,332千円			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置（2%～20%加算） 1人当たり平均支給額 2,253千円 23,428千円		

(注) 1人当たり平均支給額は、令和5年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額である。

(ウ) 地域手当（令和6年4月1日現在）

支給実績（令和5年度決算）		2,635,398 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）		767,890 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給率）
特別区、八王子市、立川市、武蔵野市、三鷹市、青梅市、府中市、昭島市、調布市、町田市、小金井市、小平市、日野市、東村山市、国分寺市、国立市、福生市、狛江市、東大和市、清瀬市、東久留米市、武蔵村山市、多摩市、稲城市、羽村市、あきる野市、西東京市、瑞穂町、日の出町、檜原村、奥多摩町	20.0 %	3,237 人	20.0 %
朝霞市、三郷市	20.0 %	195 人	当該地域に公署なし

(エ) 特殊勤務手当（令和6年4月1日現在）

支給実績（令和5年度決算）		37,650 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）		62,437 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和5年度）		17.1 %		
手当の種類（手当数）		5 種類		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 （令和5年度決算）	左記職員に対する 支給単価
水源かん養手当	水源管理事務所職員	しゅん隄な山地等における実作業等	234 千円	日額 370 円
泥土処理等作業手当	浄水場等職員	手作業による泥土処理作業等	140 千円	1時間 73 円
危険作業手当	支所、建設事務所、浄水場等職員	高所作業、水中作業、有害物取扱作業等	6,260 千円	1時間 40～500 円
変則勤務手当	交替勤務等職員	深夜交替制勤務等の変則勤務	16,542 千円	1勤務 400～1,000 円
徴収整理手当	営業所等職員	徴収整理業務	14,473 千円	1枚 10～75 円

(オ) 超過勤務手当（時間外勤務手当）

支給実績（令和5年度決算）	2,662,139 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）	754 千円
支給実績（令和4年度決算）	2,766,003 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和4年度決算）	764 千円

(注) 休日給を含む。

(カ) その他の手当（令和6年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 （令和5年度決算）	支給職員1人当たり 平均支給年額 （令和5年度決算）
扶養手当	【内容】 扶養親族を有する職員に支給 【支給額】 (1) 子 9,000 円（子が満16歳年度初めから満22歳年度末までの場合は13,000円） (2) 子以外の扶養親族 6,000 円（課長級は3,000円）	同じ	—	245,745 千円	203,095 円
住居手当	【内容】 自ら居住するための住居を借り受け、月額15,000円以上の家賃を払っている世帯主等に支給 当該年度末年齢35歳未満の職員にのみ支給し、管理職には支給されない 【支給額】 15,000 円	同じ	—	76,803 千円	176,559 円

通勤手当	<p>【内容】 通勤のために交通機関等を利用し運賃等の負担を常例とする職員又は自転車等交通用具の使用を常例とする職員に支給</p> <p>【支給額】 (1) 交通機関等利用者 原則として、6ヶ月定期券額（1月当たり限度額 55,000円） (2) 交通用具使用者 交通用具の区分・使用距離に応じた定額（①～③）×6月 ①一般 2,600～15,000円 ②通勤不便 3,900～29,700円 ③障害者 4,500～37,200円 (3) 交通機関・交通用具併用者 原則として、(1)と(2)の合計額（1月当たり限度額 55,000円）</p>	同じ	—	607,666 千円	182,209 円
単身赴任手当	<p>【内容】 公署を異にする異動等に伴い、転居し、やむを得ない事情により配偶者と別居し、距離制限（80km以上）を満たし、単身で生活することを常況とする職員に支給</p> <p>【支給額】 (1)基礎額 30,000円 (2)加算額 6,000～60,000円 （職員・配偶者の住居の距離が100km以上、住居が島しょ等の場合に加算）</p>	同じ	—	—	—
管理職手当	<p>【内容】 管理又は監督の地位にある職員のうち特に指定するものに支給</p> <p>【支給額】 22,600～129,600円</p>	同じ	—	170,175 千円	1,105,032 円
宿日直手当	<p>【内容】 宿日直勤務を命じられた職員が勤務した場合に支給</p> <p>【支給単価】 6,000円 ※5時間未満は1/2の額</p>	同じ	—	—	—
管理職員特別勤務手当	<p>【内容】 (1)指定職給料表適用職員・管理職が、臨時又は緊急の必要その他公務の運営の必要により、週休日又は休日に勤務した場合に支給 (2)管理職が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により、週休日又は休日以外の日の午前0時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合に支給</p> <p>【支給単価】 (1)4,000～18,000円（勤務時間が6時間超の場合は、6,000～27,000円） (2)2,000～6,000円</p>	同じ	—	2,944 千円	267,636 円

夜勤手当	【内容】 正規の勤務時間として、午後 10 時から翌日午前 5 時までの間に勤務することを命じられた職員が勤務した場合に支給 【支給単価】 勤務 1 時間当たりの給料等の額×25/100	同じ	—	54,284 千円	213,715 円
寒冷地手当	【内容】 寒冷地に在勤する職員に支給 (11～3 月のみ) 【支給額】 (1) 世帯主 ①同居扶養親族有 6,100 円 ②同居扶養親族無 3,300 円 (2) その他 2,400 円	同じ	—	—	—

(5) 下水道事業

ア 職員給与費の状況

(ア) 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 令和4年度の総費用に 占める職員給与費比率
令和 5年度	千円 366,053,969	千円 6,070,218	千円 22,103,062	% 6.0	% 5.9

区分	職員数 A	給 与 費				1人当たり 給与費 B/A	(参考) 都道府県 平均一人当たり 給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和 5年度	人 2,518	千円 9,076,452	千円 4,194,872	千円 3,667,137	千円 16,938,461	千円 6,727	千円 6,585

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数については、令和5年4月1日現在の人数である。
 3 職員数及び給与費については、定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用短時間勤務職員を含み、会計年度任用職員を含まない。
 4 都道府県平均は、令和4年度地方公営企業決算状況調査によるものである。

イ 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（令和6年4月1日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
東 京 都	42.6 歳	379,239 円	586,617 円
団体平均	43.8 歳	360,719 円	542,953 円

- (注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。
 2 団体平均は、令和4年度地方公営企業決算状況調査による都道府県における下水道事業の平均で、定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用短時間勤務職員を含む。

ウ 職員の手当の状況

(ア) 期末手当・勤勉手当

東京都	参考（東京都の知事部局等）
1人当たり平均支給額（令和5年度） 1,492 千円	1人当たり平均支給額（令和5年度） 1,907 千円
(令和5年度支給割合) 期末手当 2.40 月分 (1.35) 月分 勤勉手当 2.25 月分 (1.10) 月分	(令和5年度支給割合) 期末手当 2.40 月分 (1.35) 月分 勤勉手当 2.25 月分 (1.10) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・職務段階別加算 3～20% ・管理職加算 15～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・職務段階別加算 3～20% ・管理職加算 15～25%

- (注) ()内は、定年前再任用短時間勤務職員（暫定再任用職員及び暫定再任用短時間勤務職員を含む。）に係る支給割合である。

(イ) 退職手当（令和6年4月1日現在）

東京都			参考（東京都の知事部局等）		
（支給率） 勤続20年	自己都合 23.00月分	勸奨・定年 23.00月分	（支給率） 勤続20年	自己都合 23.00月分	勸奨・定年 23.00月分
勤続25年	30.50月分	30.50月分	勤続25年	30.50月分	30.50月分
勤続35年	43.00月分	43.00月分	勤続35年	43.00月分	43.00月分
最高限度額	43.00月分	43.00月分	最高限度額	43.00月分	43.00月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置（2%～20%加算） 1人当たり平均支給額 2,719千円 24,821千円			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置（2%～20%加算） 1人当たり平均支給額 2,253千円 23,428千円		

（注）1人当たり平均支給額は、令和5年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額である。

(ウ) 地域手当（令和6年4月1日現在）

支給実績（令和5年度決算）		1,878,204 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）		760,407 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給率）
特別区、八王子市、立川市、武蔵野市、三鷹市、府中市、昭島市、調布市、町田市、小金井市、小平市、日野市、東村山市、国分寺市、国立市、狛江市、東大和市、清瀬市、東久留米市、多摩市、稲城市、西東京市、青梅市、福生市、武蔵村山市、羽村市、あきる野市、瑞穂町、日の出町、檜原村、奥多摩町	20.0 %	2,507 人	20.0 %

(エ) 特殊勤務手当（令和6年4月1日現在）

支給実績（令和5年度決算）		43,890 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）		63,701 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和5年度）		27 %		
手当の種類（手当数）		4 種類		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (令和5年度決算)	左記職員に対する 支給単価
調査・折衝等業務 手当	下水道事務所職員	下水道使用調査業務	1,204 千円	日額 200～365 円
管きよ・センター 作業手当	水再生センター、 下水道事務所、基 幹施設再構築事務 所職員	管きよ内維持管理 作業、汚水・汚泥処 理作業	21,396 千円	日額 300～550 円
危険現場作業手当	水再生センター、 下水道事務所職員	高所・地下作業、高 圧電気作業	2,398 千円	1 時間 100～120 円 (電気主任技術 者として選任さ れた者 日額 160 円)
変則勤務手当	水再生センター、 下水道事務所職員	三交替勤務、夜間 工事監督	18,892 千円	1 勤務 340～460 円 1 夜間勤務 1,500 円

(オ) 超過勤務手当（時間外勤務手当）

支給実績（令和5年度決算）	1,352,449 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）	566 千円
支給実績（令和4年度決算）	1,269,728 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和4年度決算）	537 千円

(注) 休日給を含む。

(カ) その他の手当（令和6年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政 職の制度 との異同	一般行政 職の制度 と異なる 内容	支給実績 (令和5年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和5年度決算)
扶養手当	【内容】 扶養親族を有する職員に支給 【支給額】 (1) 子 9,000 円（子が満16歳年 度初めから満22歳年度末ま での場合は13,000 円） (2) 子以外の扶養親族 6,000 円 （課長級は3,000 円）	同じ	—	175,418 千円	200,478 円
住居手当	【内容】 自ら居住するための住居を借り 受け、月額15,000 円以上の家賃を 払っている世帯主等に支給 当該年度末年齢35歳未満の職 員にのみ支給し、管理職には支給 されない 【支給額】 15,000 円	同じ	—	75,496 千円	177,638 円

通勤手当	<p>【内容】 通勤のために交通機関等を利用し運賃等の負担を常例とする職員又は自転車等交通用具の使用を常例とする職員に支給</p> <p>【支給額】 (1) 交通機関等利用者 原則として、6ヶ月定期券額(1月当たり限度額 55,000 円) (2) 交通用具使用者 交通用具の区分・使用距離に応じた定額(①～③)×6月 ①一般 2,600～15,000 円 ②通勤不便 3,900～29,700 円 ③障害者 4,500～37,200 円 (3) 交通機関・交通用具併用者 原則として、(1)と(2)の合計額(1月当たり限度額 55,000 円)</p>	同じ	—	394,551 千円	163,443 円
単身赴任手当	<p>【内容】 公署を異にする異動等に伴い、転居し、やむを得ない事情により配偶者と別居し、距離制限(80km以上)を満たし、単身で生活することを常況とする職員に支給</p> <p>【支給額】 (1)基礎額 30,000 円 (2)加算額 6,000～60,000 円 (職員・配偶者の住居の距離が100km以上、住居が島しょ等の場合に加算)</p>	同じ	—	528 千円	528,000 円
管理職手当	<p>【内容】 管理又は監督の地位にある職員のうち特に指定するものに支給</p> <p>【支給額】 22,600～129,600 円</p>	同じ	—	139,148 千円	1,122,161 円
宿日直手当	<p>【内容】 宿日直勤務を命じられた職員が勤務した場合に支給</p> <p>【支給単価】 6,000 円 ※5時間未満は1/2の額</p>	同じ	—	—	—
管理職員特別勤務手当	<p>【内容】 (1)指定職給料表適用職員・管理職が、臨時又は緊急の必要その他公務の運営の必要により、週休日又は休日に勤務した場合に支給 (2)管理職が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により、週休日又は休日以外の日の午前0時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合に支給</p> <p>【支給単価】 (1)4,000～18,000 円(勤務時間が6時間超の場合は、6,000～27,000 円) (2)2,000～6,000 円</p>	同じ	—	2,168 千円	14,849 円

夜勤手当	<p>【内容】 正規の勤務時間として、午後 10 時から翌日午前 5 時までの間に勤務することを命じられた職員が勤務した場合に支給</p> <p>【支給単価】 勤務 1 時間当たりの給料等の額 × 25/100</p>	同じ	—	93,565 千円	274,384 円
------	---	----	---	-----------	-----------

第4 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

1 正規の勤務時間

職員の正規の勤務時間は、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき、1週間当たり38時間45分です。月曜日から金曜日までの5日間に、1日につき7時間45分割り振られます。

フレックスタイム制勤務職員及び職務の性質により特別の勤務形態によって勤務する必要がある職員は、正規の勤務時間の割振りを別に定めています。

知事部局職員の正規の勤務時間の割振りは次のとおりです。

区分	正規の勤務時間	休憩時間	週休日
S班	午前7時から 午後3時45分まで	正午から午後1時まで。ただし、命令権者が認める場合にあつては、当該命令権者は、午前11時から正午まで、午前11時30分から午後0時30分まで、午後0時30分から午後1時30分まで又は午後1時から午後2時までのいずれかの時間を休憩時間として各職員について指定する。	日曜日 土曜日
S I班	午前7時30分から 午後4時15分まで		
S II班	午前8時から 午後4時45分まで		
A班	午前8時30分から 午後5時15分まで		
B班	午前9時から 午後5時45分まで		
C班	午前9時30分から 午後6時15分まで		
D班	午前10時から 午後6時45分まで		
E班	午前10時30分から 午後7時15分まで	午後1時から午後2時まで	
F班	午前11時から 午後7時45分まで		

フレックスタイム制を実施する職員は、4週間を1つの単位期間として、合計で155時間の正規の勤務時間を設定します。なお、始業及び終業の時刻並びに休憩時間については、下表より選択し、所属長が割り振ります。

正規の勤務時間の割振り		休憩時間
始業の時刻	終業の時刻	
午前7時	午後3時45分	正午から午後1時まで。ただし、命令権者が認める場合にあつては、当該命令権者は、午前11時から正午まで、午前11時30分から午後0時30分まで、午後0時30分から午後1時30分まで又は午後1時から午後2時までのいずれかの時間を休憩時間として各職員について指定する。
午前7時30分	午後4時15分	
午前8時	午後4時45分	
午前8時30分	午後5時15分	
午前9時	午後5時45分	
午前9時30分	午後6時15分	
午前10時	午後6時45分	
午前10時30分	午後7時15分	午後1時から午後2時まで
午前11時	午後7時45分	

備考 フレックスタイム制勤務職員が、4週間ごとの期間につき1日に限り、日曜日及び土曜日に加えて、平日において週休日进行を設ける場合における終業の時刻については、午後4時、午後4時30分、午後5時、午後5時30分、午後6時、午後6時30分、午後7時、午後7時30分又は午後8時とする。

2 休暇

休暇とは、一定の事由のある場合、職員が任命権者の承認を得て、勤務することを一時的に免除される制度で、次の6種類があります。

名称	概要
年次有給休暇	職員の心身の疲労を回復させ、労働力の維持培養を図ることを目的として、原則として職員の請求する時季に与える年間一定日数の休暇。 新規採用職員は、採用の月によりそれぞれの日数が与えられる（4月採用の場合は、15日）。 勤続2年目以降の職員には、毎年1月1日（学校職員は、毎年4月1日）に一律20日与えられる。 ※育児短時間勤務職員は調整される場合がある。
病欠休暇	職員が疾病又は負傷のため療養する必要がある、勤務しないことが相当と認められる場合の休暇。病欠休暇の期間は、療養のために勤務しないことが相当と認められる最小限度の期間。ただし、有給期間は、1回につき引き続く90日までである。
特別休暇	選挙権の行使、結婚、出産その他の特別の事由により、勤務しないことが相当である場合の休暇。
介護休暇	職員の配偶者若しくはパートナーシップ関係の相手方若しくは二親等以内の親族又は同一の世帯に属する者で、疾病、負傷又は老齢により日常生活を営むことに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合の休暇。 連続する6月の期間内において必要と認められる期間及び回数について承認することができる。ただし、6月の期間経過後であっても、通算180日を限度として、2回まで更新することができる。
介護時間	職員の配偶者若しくはパートナーシップ関係の相手方若しくは二親等以内の親族又は同一の世帯に属する者で、疾病、負傷又は老齢により日常生活を営むことに支障があるものの介護をするため、1日の勤務時間の一部について勤務しないことが相当であると認められる場合の休暇。

	取得の初日から連続する3年の期間内で承認することができ、正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、1日につき2時間を超えない範囲内で、30分を単位として行う。
超勤代休時間	月60時間を超えて超過勤務をした場合について、超過勤務手当の支給割合の引上げ分の受領に代えて申請することのできる休暇。超過勤務を行った月の翌々月まで申請することができる。

(1) 年次有給休暇、病気休暇及び介護休暇の取得状況（令和5年）

区分	年次有給休暇 平均取得日数	病気休暇 取得者数	介護休暇 取得者数
知事部局	16.3日	881人	36人
行政委員会等	14.9日	42人	0人
交通局	18.9日	371人	14人
水道局	19.4日	274人	8人
下水道局	18.2日	128人	5人
教育庁（学校）	17.1日	2,444人	124人
警視庁	9.6日	334人	43人
東京消防庁	14.8日	200人	10人
合計	14.7日	4,674人	240人

- (注) 1 年次有給休暇平均取得日数は、令和5年1月1日から令和5年12月31日まで（教育庁（学校）は、令和5年4月1日から令和6年3月31日まで）の間の職員1人当たりの取得日数である。
- 2 病気休暇取得者数は、令和5年1月1日から令和5年12月31日までの間に病気休暇を取得した職員数である。
- 3 介護休暇取得者数は、令和5年度中に介護休暇を取得した職員数である。

(2) 特別休暇の導入状況（令和6年8月1日現在）

名称	概要	付与日数等
公民権行使等休暇	選挙権その他の公民としての権利の行使又は公の職務の執行のための休暇	必要と認められる時間
妊娠出産休暇	産前産後の休養として与える休暇	産前産後を通じて16週間（多胎妊娠の場合は24週間）
妊娠症状対応休暇	妊娠中の女性職員が、妊娠に起因する症状のため勤務することが困難な場合の休暇	1回の妊娠について、合計10日以内（時間単位）
早期流産休暇	妊娠初期において流産した女性職員が、母体の健康保持又は心身の疲労回復を図るための休暇	流産した日の翌日から起算して、引き続く7日以内（暦日単位）
母子保健健診休暇	妊産婦である女性職員が、母子保健法の規定に基づく健康診査又は保健指導を受けるための休暇	妊娠中に9回及び出産後に1回又は妊娠中に10回の範囲内で、必要と認められる時間
妊婦通勤時間	妊娠中の女性職員の健康維持及びその胎児の健全な発達を阻害するおそれがあるときに、交通混雑を避けるための休暇	正規の勤務時間の始め又は終わりに60分を超えない範囲内でそれぞれ30分に15分を単位として増減した時間の範囲内又はいずれか一方に60分の範囲内

育児時間	生後1年6か月に達しない生児を育てる職員に対して、哺育のために勤務時間中に与えられる休暇	原則として1日2回、それぞれ45分 1日2回以内かつ90分を超えない範囲内で15分単位の承認も可（生後1年以内の生児については、1回につき30分以上）
出産支援休暇	職員が配偶者又はパートナーシップ関係の相手方の出産に当たり、子の養育その他家事等を行うための休暇	出産の直前又は出産の日の翌日から起算して2週間の範囲内で、2日以内（時間単位）
育児参加休暇	職員が配偶者又はパートナーシップ関係の相手方の産前産後の期間に、育児に参加するための休暇	出産の日の翌日から当該出産の日以後1年を経過する日までの期間内で、5日以内（時間単位）。ただし、職員又はその配偶者又はパートナーシップ関係の相手方と同居し、かつ、養育の必要がある子がある場合には、配偶者又はパートナーシップ関係の相手方の出産予定日の8週間（多胎妊娠の場合は16週間）前の日から当該出産の日以後1年を経過する日までの期間内で承認
子どもの看護休暇	中学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員が、その子の看護のため又は予防接種若しくは健康診断を受けさせるため勤務しないことが相当であると認められる場合の休暇	暦年で、5日（養育する子が複数の場合は10日）以内（時間単位）
生理休暇	生理日の勤務が著しく困難な場合の休養として与える休暇	職員が請求した日数（暦日単位）。ただし、給与が支払われる期間は1回の生理につき引き続く2日まで
慶弔休暇	職員が結婚する場合又はパートナーシップ関係となる場合、職員の関係者が死亡した場合等の休暇	結婚する場合又はパートナーシップ関係となる場合：婚姻の届出をした日又は結婚した日のいずれかの日で職員が選択した日又はパートナーシップ関係となる場合に該当することとなった日の1週間前の日から結婚の日後6月までの期間内の日を始期として、引き続く7日以内（暦日単位） 忌引：任命権者が承認した日数（暦日単位） 父母の追悼：父母の死亡後15年以内の父母の追悼のための特別の行事を行う1日
災害休暇	災害により職員の現住居が滅失し、若しくは損壊した場合又は職員及び当該職員と同一の世帯に属する者の生活に必要な水、食料等が著しく不足している場合に、当該住居の復旧作業等又は水、食料等の確保のため勤務しないことが相当と認められるときの休暇	現住居が滅失若しくは損壊した日又は生活に必要な水、食料等が著しく不足することになった日から起算して7日以内（暦日単位）
夏季休暇	夏季期間における職員の心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のための休暇	7月1日から9月30日までの間に、5日以内（暦日単位） （交替制勤務等職員については、6月1日から10月31日までの間に5日以内（暦日単位））

長期勤続 休暇	長期にわたり勤続した職員が、心身の活力を維持し、及び増進するための休暇	勤続 15 年又は 25 年に達する年度の 1 月 1 日から 2 年間に引き続く 5 日以内 (暦日単位、勤続 15 年の場合は引き続く 2 日以内)
ボランティア 休暇	職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで社会に貢献する活動を行う場合の休暇	暦年で、5 日以内 (時間単位)
短期の 介護休暇	職員の配偶者若しくはパートナーシップ関係の相手方若しくは二親等以内の親族又は同一の世帯に属する者で、疾病、負傷又は老齢により日常生活を営むことに支障がある者の介護及びその他の要介護者の必要な世話をを行うために勤務しないことが相当であると認められる場合の休暇	暦年で、5 日 (要介護者が複数の場合は 10 日) 以内 (時間単位)

第5 職員の休業に関する状況

1 職員の休業制度の概要

休業とは、比較的長期にわたり、連続して勤務時間の全部又は一部を勤務しないことができる制度です。東京都では、次の4種類の休業等の制度があります。

(1) 育業（育児休業）

3歳に満たない子を養育するため、当該子が3歳に達する日まで育業（育児休業）できます。育業（育児休業）の期間中は、給与は支給されません（期末・勤勉手当は、支給期間中の勤務した期間に応じて支給されます。）。

(2) 部分休業

部分休業とは、公務に支障のない範囲内で、小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため、1日の勤務時間の一部を勤務しないことができる制度です。1日を通じて2時間以内で、正規の勤務時間の始め又は終わりに承認します。部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、その時間に応じて給与が減額されます。

(3) 育児短時間勤務

育児短時間勤務は、小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため、当該子がその始期に達するまで、常時勤務を要する職を占めたまま、育児休業法で定める勤務の形態により、希望する日及び時間帯において勤務することができる制度です。

勤務の形態は次のいずれかの形態となります。

ア 官庁執務型勤務職員と同様の勤務形態（少なくとも土日が週休日）

(ア) 1日3時間55分×5日（週19時間35分）

(イ) 1日4時間55分×5日（週24時間35分）

(ウ) 1日7時間45分×3日（週23時間15分）

(エ) 1日7時間45分×2日＋1日3時間55分×1日（週19時間25分）

イ ア以外の形態（職務の性質により、特別の勤務形態によって勤務する必要がある職員）

原則として、4週間で8日以上を週休日とし、週当たりの勤務時間が19時間25分、19時間35分、23時間15分又は24時間35分となるように勤務する。

(4) 配偶者同行休業

配偶者同行休業とは、6月以上にわたって配偶者の外国での勤務等が継続することが見込まれる場合、配偶者に同行するため、3年を超えない範囲内で休業することができる制度です。配偶者同行休業の期間中は、給与は支給されません。

2 育業、部分休業、育児短時間勤務の取得状況（令和5年度）

区分	育業した職員数	部分休業取得者数	育児短時間勤務取得者数
知事部局	634人	352人	45人
行政委員会等	46人	12人	2人
交通局	94人	21人	2人
水道局	97人	27人	0人
下水道局	85人	43人	4人
教育庁(学校)	1,465人	353人	61人
警視庁	850人	327人	22人
東京消防庁	471人	93人	22人
合計	3,742人	1,228人	158人

(注) 取得者数は、令和5年度に新たに育業、部分休業又は育児短時間勤務を取得した職員数である。

第6 職員の分限及び懲戒処分の状況

1 分限処分の状況

分限処分とは、地方公務員法第28条の規定により、公務能率を維持することを目的として、職員がその職責を十分に果たすことができない一定の事由のある場合に、職員の意に反して行う処分です。令和5年度の処分者数は、次のとおりです。

処 分 事 由		処 分 者 数				計
		降任	免職	休職	降給	
地方公務員法に定める事由	勤務実績が良くない場合	0人	2人			2人
	心身の故障の場合	0人	2人	4,325人		4,327人
	職に必要な適格性を欠く場合	0人	0人			0人
	職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生じた場合	0人	0人			0人
	刑事事件に関し起訴された場合			3人		3人
条例に定める事由による場合				5人	1人	6人
合 計		0人	4人	4,333人	1人	4,338人

(注) 1 処分者数は、延べ人数であり、休職の期間が更新された場合は、その都度新たな処分が行われたものとして計上している。

2 条例に定める事由とは、以下の場合をいう。

- ① 休職：学校、研究所等においてその職員の職務に関連があると認められる学術に関する事項の調査・研究等に従事する場合、外国の政府等の招きにより、その職員の職務に関連があると認められる業務に従事する場合、水難・火災等により生死不明又は所在不明となった場合等
- ② 降給：職員の勤務実績が良くない場合

2 懲戒処分の状況

懲戒処分とは、地方公務員法第29条の規定により、公務における規律と秩序を維持することを目的として、職員に法令等の違反、職務上の義務の違反、全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合などに行う処分です。令和5年度の処分者数は、次のとおりです。

処 分 事 由	処 分 者 数				計
	戒告	減給	停職	免職	
給与・任用に関する不正	2人	2人	0人	0人	4人
一般服務違反等関係	25人	26人	26人	11人	88人
公務外非行関係	1人	15人	26人	19人	61人
収 賄 等 関 係	0人	0人	0人	2人	2人
交通事故・交通法規違反	0人	3人	3人	2人	8人
監 督 責 任	3人	0人	0人	0人	3人
合 計	31人	46人	55人	34人	166人

第7 職員のサービスの状況

1 サービス規律の確保に関する東京都の取組の状況

地方公務員法第30条では、サービスの根本基準として、「すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当つては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。」と規定しており、さらに、この根本基準を受けて、職員が遵守すべき事項を規定しています。

東京都では、各任命権者において職員のサービスに関する規程等を定めているほか、適宜綱紀保持などの通知等により職員へ周知し、サービス規律の確保の徹底に努めています。

なお、平成29年度に制定した「東京都コンプライアンス基本方針」において、職員が遵守すべき事項に庁内で定められた各種ルールや組織方針等が含まれることを明示しました。

2 サービス規律の確保に関する知事部局における取組の例

取組の例	内容
「懲戒処分の指針」の周知	懲戒処分に該当する代表的な事例を掲げ、それぞれにおける標準的な処分量定を示すことにより、サービス規律の確保について職員に徹底するとともに、懲戒処分を行った場合の公表基準についても示しています。
ハラスメントの防止に関する取組	ハラスメント（セクシュアル・ハラスメント、妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント及びパワー・ハラスメント）の防止に関する基本方針等を制定し、職員からの相談・苦情を受け付ける相談窓口を設置するなど勤務環境の整備を行うとともに、職員研修の実施などにより、日ごろから職員の注意を喚起しています。
汚職等の防止に関する取組	「利害関係者との接触に関する指針」を定め、利害関係のある相手との間での会食、遊技等、金品の受領その他一切の利益や便益の供与を受ける行為を原則的に禁止し、職員への周知を徹底しています。 また、職員のサービス状況等の監察を定期的及び随時に行い、職員への指導・助言を行うほか、汚職及び非行防止を含むコンプライアンス推進研修の実施やハンドブック等の作成などにより、職員一人一人の意識啓発を一層徹底し、汚職等を未然に防止する取組を行っています。 職員の配置においても「職員の人事異動基準」に基づき、許認可等ポストの長期在職の解消を図るなど、適正な配置管理を行っています。

第8 職員の退職管理の状況

東京都における幹部職員の再就職状況については、以下のとおりです。

1 対象者

令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間に都（知事部局（労働委員会事務局及び収用委員会事務局を含む。）、議会局、教育庁（学校を含む。）、選挙管理委員会事務局、人事委員会事務局、監査事務局、海区漁業調整委員会事務局、交通局、水道局、下水道局、警視庁及び東京消防庁）を退職した、課長級以上の職員

※ 退職日において、職員の給与に関する条例（昭和26年東京都条例第75号）別表第五医療職給料表又は同条例別表第六指定職給料表の適用を受けていた医師等の医療系職員を除く。ただし、退職日に以下の職に就いていた職員は含む。

- ・ 福祉局・保健医療局（令和5年6月30日以前は福祉保健局）の各部、保健所及び東京都健康安全研究センター広域監視部に勤務していた職員
- ・ 都立病院等の病院長の職に就いていた職員

※ 退職日において、学校職員の給与に関する条例（昭和31年東京都条例第68号）別表第二教育職給料表の適用を受けていた職員を除く。ただし、退職日に都立学校の学校長の職に就いていた職員は含む。

※ 警視庁の対象者は、地方警務官を除く。

2 再就職状況（団体別の再就職者数等）

（人）

	政策連携 団体	事業協力 団体等	公益団体等	民間企業	暫定再任用 等	その他	合計
局長等	6	9	5	0	0	1	21
部長級	12	7	33	85	0	19	156
課長級	36	3	62	107	4	79	291
計	54	19	100	192	4	99	468

（注）1 政策連携団体とは、事業協力団体のうち、都と協働して事業等を執行し、又は提案し、都と政策実現に向け連携するなど、特に都政との関連性が高い団体で、全庁的に指導監督を行う必要があるものをいいます。

2 事業協力団体とは、事業活動範囲が主に都の区域内であるもの又は事業活動目的が主に都の区域内の発展に寄与するものであり、かつ、都が展開する政策の一端を担うなど、主体的に都と事業協力を行う団体であって、「東京都政策連携団体等の指導監督等に関する基準」において定める要件を満たす団体をいいます。

ただし、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）に規定する地方独立行政法人その他個別の法令により、適正かつ効率的な運営を行うための仕組みが担保されている団体を除きます。

なお、事業協力団体等には、政策連携団体を除く事業協力団体及び地方独立行政法人を含みます。

3 公益団体等には、公益財団（社団）法人、一般財団（社団）法人、社会福祉法人等を含みます（政策連携団体、事業協力団体は除く。）。

4 暫定再任用とは、都定年退職者を、常時勤務又は短時間勤務を要する職に採用することをいいます。

なお、暫定再任用等には、暫定再任用、非常勤等を含みます。

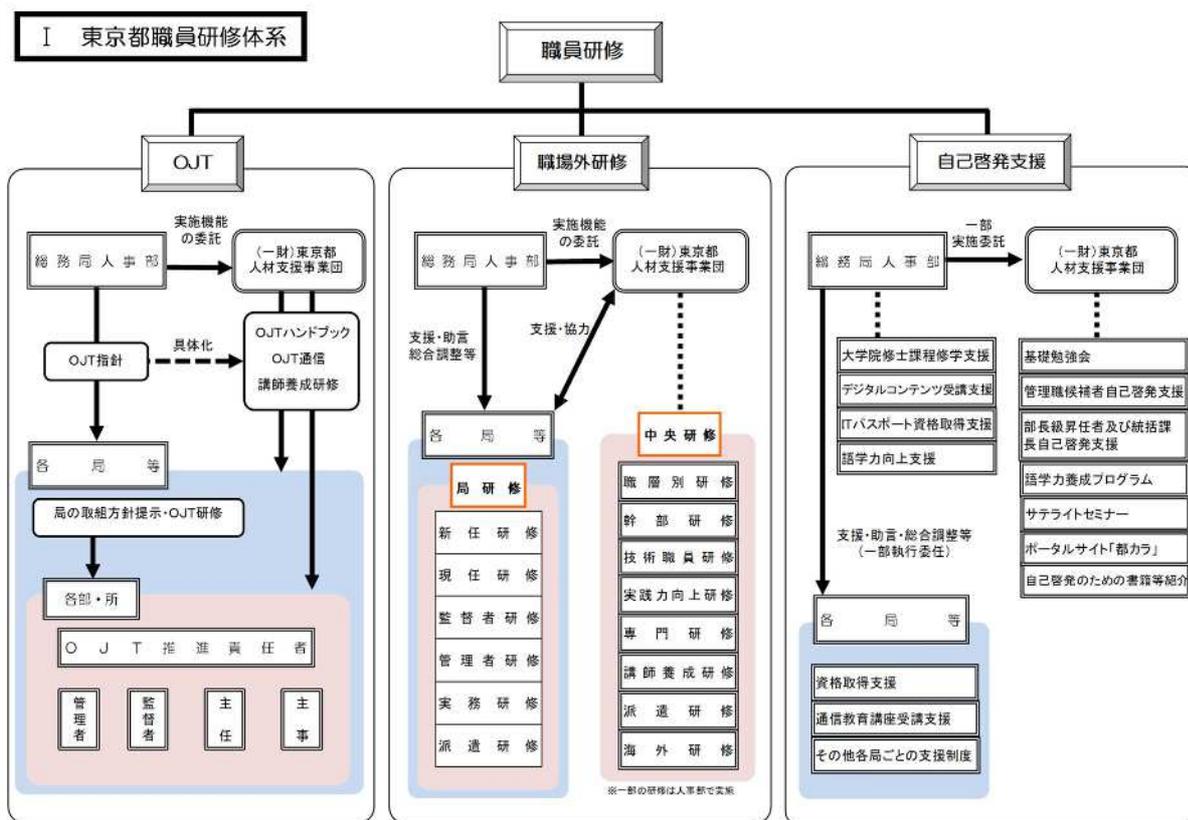
5 その他は、未就職者等です。

第9 職員の研修の状況

地方公務員法第39条では、「職員には、その勤務能率の発揮及び増進のために、研修を受ける機会が与えられなければならない。」と規定され、職員には研修受講の機会が保障されています。

東京都では、総務局人事部において、全庁又は複数局に共通する事項、課題等に関する研修を実施するとともに、各局研修機関と連携協力して効果的・効率的な人材育成を進めています。教育庁（学校）、警視庁及び東京消防庁では、それぞれの研修機関において、職員の研修を実施しています。

1 知事部局における研修体系図（令和6年度）



2 中央研修実施状況（令和5年度）

研修区分等	研修種別等	実施回数	受講人員
職層別研修 38回	新任研修	27回	5,105人
	新任フォローアップ研修	2回	574人
	新任職員育成チューター研修	2回	802人
	転職研修	0回	0人
	主任パワーアップ研修	2回	874人

	課長代理研修	2回	640人
	技能長及び担任技能長研修	1回	18人
	統括課長代理研修	1回	129人
	定年前研修	1回	809人
幹部研修 61回	管理職候補者研修	45回	2,450人
	課長研修	3回	383人
	部長研修	3回	50人
	オンライン学習ツール研修（管理職）	1回	2,534人
	組織運営力向上研修	1回	22人
	経営戦略研修	1回	24人
	行政経営研修	2回	19人
	ハラスメント対策研修	1回	24人
	面接指導研修	1回	78人
	危機管理研修	1回	9人
	DX推進研修	1回	37人
	サーバントリーダーシップ	1回	3人
技術職員研修	技術セミナー	3回	201人
実践力向上研修 17回	実践力向上研修Ⅰ	7回	990人
	実践力向上研修Ⅱ	5回	430人
	実践力向上研修Ⅲ	5回	212人
専門研修 17回	都市政策研修	1回	9人
	高度技術政策研修（4年度生）	1回	13人
	高度技術政策研修（5年度生）	1回	16人
	デジタルシフト推進チーフ養成研修	1回	141人
	都庁デジタルシフト推進リーダー養成研修	1回	6人
	オンデマンド学習コンテンツ	1回	24,205人

	I Tパスポート取得推進研修	1回	1,118人
	TOKYO・ワールド・トレンド・リサーチャー養成プログラム	1回	41人
	eラーニング型英語研修	1回	858人
	体験型グローバル研修	1回	300人
	法律研修	3回	985人
	スキルアップ研修	2回	2人
	研修担当者企画運営実務研修	1回	48人
	キャリアメンター向け研修	1回	15人
講師養成研修 5回	人権・同和問題科	2回	195人
	コンプライアンス推進科	1回	57人
	人事考課制度科	2回	32人
派遣研修		39回	119人
海外研修		115回	526人
派遣等報告セミナー		3回	231人
総務局長が指定した局長が実施する研修		39回	37,030人
		337回	82,364人

第 10 職員の福祉及び利益の保護の状況

1 厚生制度の状況

地方公務員法第 42 条に基づき、地方公共団体が職員の保健、その他厚生に関する計画を樹立して実施するもので、東京都の厚生制度の主なものは以下のとおりです。

(1) 元気回復事業

元気回復事業とは、職務により蓄積した疲労の解消、気分の転換により活力を養うための事業です。元気回復に係る事業は、地方公務員法第 42 条の趣旨に基づき、各任命権者が実施しています。

(2) 財形貯蓄

財形制度は勤労者財産形成促進法に基づく制度で、貯蓄制度とその貯蓄を原資とする融資制度からなっており、預貯金の奨励と持家取得の促進を図ることにより、職員の計画的な財産形成を支援することを目的としています。

東京都においては、昭和 59 年 9 月から財形貯蓄を実施しており、昭和 63 年度から、従来の一般財形貯蓄に加え財形住宅貯蓄及び財形年金貯蓄を実施しています。

(3) 職員互助組合

職員互助組合は、職員の福利厚生を増進を図ることを目的に条例により設置され、職員等に対する各種の福利厚生事業を行っています。

互助組合に対する公費支出（令和 6 年度）

互助組合への 公費支出額	会員一人当たりの 公費支出額
701,927 千円	3,359 円

(注) 1 公費支出額は令和 6 年度予算数値

2 互助組合への公費支出額は、東京都職員互助組合、警視庁職員互助組合及び東京消防庁職員互助組合への支出額を含む。

(4) 職員住宅

現在、職員住宅は、主として災害対策業務を遂行するために入居の必要があると認められる者の居住の用に供することを目的として設置されています。

2 共済制度の状況

地方公務員法第 43 条では、「職員の病気、負傷、出産、休業、災害、退職、障害若しくは死亡又はその被扶養者の病気、負傷、出産、死亡若しくは災害に関して適切な給付を行うための相互救済を目的とする共済制度が、実施されなければならない。」と規定しており、その共済制度は、地方公務員等共済組合法で定められています。

共済組合で行う事業は、短期給付、長期給付及び福祉事業に分かれています。

各事業に要する費用は、組合員の掛金と地方公共団体の負担金によって賄われており、その負担割合は、1：1となっています。ただし、短期給付及び長期給付の一部について、地方公共団体のみで負担するとされているものもあります。

掛金及び負担金の額は各共済組合の定款で定めています。

(1) 共済組合設置の状況（令和 6 年 4 月 1 日現在）

名 称	対象職員	組合員数
東京都職員共済組合	知事部局・行政委員会等・公営企業局・東京消防庁・特別区（教職員を除く。）の職員	74,808 人

公立学校共済組合東京支部	公立学校の職員・教育委員会及びその所管する教育機関の職員（他の共済組合に属する職員を除く。）	91,733 人
警察共済組合警視庁支部	警視庁職員	51,242 人

(注) 1 組合員数は令和6年度予算数値である。

2 東京都職員共済組合の組合員数は、特別区の職員を除いた数値である。

(2) 共済組合に対する公費支出額

各共済組合の短期給付、長期給付及び福祉事業への公費支出額は、次のとおりです。

名 称	短期給付	長期給付	福祉事業
東京都職員共済組合	19,523,613 千円	60,421,714 千円	801,970 千円
公立学校共済組合東京支部	24,372,686 千円	82,637,429 千円	735,878 千円
警察共済組合警視庁支部	19,664,391 千円	62,280,750 千円	542,958 千円

(注) 1 公費支出額は令和6年度予算数値である。

2 東京都職員共済組合の公費支出額は、それぞれ特別区分を除いた額である。

(3) 共済組合の事業（東京都職員共済組合の例）

事業種別	事業の概要		
短期給付	保健給付	組合員	療養の給付・保険外併用療養費・療養費・訪問看護療養費・入院時食事療養費・入院時生活療養費・高額療養費・高額介護合算療養費・移送費・出産費・埋葬料
		被扶養者	家族療養費・高額療養費・家族訪問看護療養費・家族移送費・家族出産費・家族埋葬料
	休業給付	組合員	傷病手当金・出産手当金・休業手当金・育児休業手当金・介護休業手当金
	災害給付	組合員	弔慰金・災害見舞金
被扶養者		家族弔慰金	
長期給付	老齢厚生年金 経過的職域退職 共済年金	組合員期間が1月（経過的職域は引き続く1年）以上、かつ、組合員期間等が10年以上ある者が、一定年齢に達したときに支給される年金	
	障害厚生年金 経過的職域障害 共済年金	組合員期間中に初診日のある傷病により、一定の障害の状態になったときに支給される年金	
	遺族厚生年金 経過的職域遺族 共済年金	在職中に死亡したときや年金の受給権者又は待機者が死亡したとき、その遺族に支給される年金	
	年金払い退職給 付（退職年金）	1年以上引き続く組合員期間を有する者が、退職後65歳に達したとき（又は65歳に達した後退職したとき）に支給される年金	
	年金払い退職給 付（公務障害年 金）	組合員期間中に初診日のある公務に基づく傷病により、一定の障害の状態になったときに支給される年金	
年金払い退職給 付（公務遺族年 金）	公務に基づく傷病により死亡した組合員又は組合員であった者の遺族に支給される年金		
福祉事業	健康関係	特定健康診査・特定保健指導 人間ドック・直営医療機関（シティ・ホール診療所）	
	旅行・スポーツ	保養施設・借上施設・総合保健施設・直営/委託体育施設	

3 安全衛生管理の状況

労働安全衛生管理とは、労働災害を未然に防止し、職場における労働者の安全と健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成・促進を組織的・体系的に行うことです。

基本となる法律は労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）であり、当然地方公務員にも、原則として適用されます。労働安全衛生法は、事業者の責務として、単に最低基準の遵守にとどまらず、事業場内における責任体制を確立し、事業者の自主的活動を促進することなどを定めています。

東京都では、この労働安全衛生法を踏まえ、組織実態に合った体制を整備するとともに、セクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメント、妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントの防止も含めた快適な職場環境づくりを推進しています。

(1) 安全衛生管理体制の整備

安全衛生事業執行責任者、衛生管理者、産業医等の管理体制を整備し、職場の安全衛生管理の円滑な推進に努めています。

(2) 健康診断等の実施

健康診断等により、職員の健康状態を把握し、その結果に基づき、職員の健康保持・増進、健康障害発生の未然防止等に必要な措置を講じています。

4 公務災害等の状況

地方公務員法第 45 条では、「職員が公務に因り死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、若しくは公務に因る負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となり、又は船員である職員が公務に因り行方不明となつた場合においてその者又はその者の遺族若しくは被扶養者がこれらの原因によつて受ける損害は、補償されなければならない。」と規定しており、補償に関する制度は地方公務員災害補償法（昭和 42 年法律第 121 号）で定められています。

令和 5 年度の公務災害等の発生状況は、次のとおりです。

任命権者	公務災害 発生件数	通勤災害 発生件数
知事部局	101 件	16 件
行政委員会等	0 件	0 件
交通局	37 件	6 件
水道局	19 件	4 件
下水道局	7 件	7 件
教育庁（学校）	689 件	141 件
警視庁	691 件	21 件
東京消防庁	64 件	3 件
合計	1,608 件	198 件

（注）発生件数は、令和 5 年度中に公務災害の認定を受けた延べ件数である。

II 人事委員会の業務の状況

第1 職員の競争試験及び選考の状況

1 任用の原則に基づいた試験及び選考の実施

職員の任用は、受験成績、人事評価その他の能力実証に基づいて行わなければなりません（地方公務員法第15条）。

これは、成績主義の原則を明らかにしたもので、平等取扱いの原則（地方公務員法第13条）とともに任用制度の根本基準となっています。

人事委員会を置く地方公共団体においては、職員の採用は原則として競争試験によるものとされ、例外として、人事委員会規則で定める場合には、選考によることができるとされています（地方公務員法第17条の2）。

また、任命権者が、職員を人事委員会規則で定める職に昇任させる場合には、競争試験又は選考が行われなければならないとされています（地方公務員法第21条の4）。

人事委員会は、これらの原則の下に、職員の採用試験、障害者及び専門職等の採用選考、管理職・主任級職・行政専門職等の昇任選考を実施しています。

なお、試験及び選考は、人事委員会が直接行うものと、各任命権者が人事委員会の委任を受けて行うものがあります。

2 採用試験等の実施状況

令和5年度に実施した採用試験等の状況は、以下のとおりです。

試験の出題の程度は、Ⅰ類Aは大学院修了程度、Ⅰ類Bは大学卒業程度、Ⅱ類は短大卒業程度、Ⅲ類は高校卒業程度のものであります。

「キャリア活用採用選考」は、年齢にかかわらず求める経験や能力、専門性を備えた人材を採用する選考です。

(1) 採用試験（選考）（東京都職員分）

試験の名称		採用 予定者 (人)	申込者 (人)	受験者 (人)(A)	合格者 (人)(B)	倍率 (倍)(A/B)
職員 採用試験 (選考)	Ⅰ類A	118	815	392	111	3.5
	Ⅰ類B	1,136	4,100	2,998	1,315	2.3
	Ⅱ類	20	203	136	30	4.5
	Ⅲ類	140	1,084	778	190	4.1
	障害者Ⅲ類	40	342	216	48	4.5
	キャリア活用	100	385	301	104	2.9
	就職氷河期世代	20	1,089	709	38	18.7
	合計	1,574	8,018	5,530	1,836	3.0

(注) Ⅰ類Bには、保健師採用試験（権限委任）を含む。

(2) 採用試験（選考）（警視庁警察行政職員・東京消防庁一般職員分）〈権限委任〉

試験の名称		採用 予定者 (人)	申込者 (人)	受験者 (人)(A)	合格者 (人)(B)	倍率 (倍)(A/B)
警視庁 職員 採用試験	I 類	68	831	487	57	8.5
	III 類	30	849	607	44	13.8
	障害者III類	5	60	38	1	38.0
	合計	103	1,740	1,132	102	11.1
東京消防庁 職員 採用試験	I 類	20	96	42	13	3.2
	III 類	2	128	70	4	17.5
	障害者III類	1	27	8	1	8.0
	合計	23	251	120	18	6.7

(3) 採用試験（選考）（警視庁警察官・東京消防庁消防吏員分）〈権限委任〉

試験の名称		採用 予定者 (人)	申込者 (人)	受験者 (人)(A)	合格者 (人)(B)	倍率 (倍)(A/B)
警視庁 警察官 採用試験	I 類	740	8,807	6,715	1,128	6.0
	III 類	260	4,206	2,988	408	7.3
	合計	1,000	13,013	9,703	1,536	6.3
警視庁 特別捜査官 採用選考	科学	1	11	10	1	10.0
	サイバー 犯罪	4	30	29	2	14.5
	合計	5	41	39	3	13.0
警視庁警察官 再採用選考		5	14	14	1	14
東京消防庁 消防吏員 採用試験 ・選考	I 類	450	4,869	3,727	953	3.9
	III 類	180	3,052	2,594	314	8.3
	専門系	10	24	15	9	1.7
	合計	640	7,945	6,336	1,276	5.0

(4) 採用選考（道府県の警察官を対象とする特別採用分）（権限委任）

選考の名称	申込者 (人)	受験者 (人)(A)	合格者 (人)(B)	倍率 (倍)(A/B)
道府県警察官 特別採用	0	-	-	-

(5) 採用選考（個別選考）

任命権者別 区分	都一般 (人)	警視庁 (人)	東京消防庁 (人)	計 (人)
局長級	2	-	-	2
部長級	2	2	-	4
課長級	9	-	2	11
課長代理級	5	2	-	7
主任級	1	1	-	2
1級職	25	-	1	26
合計	44	5	3	52

- (注) 1 令和5年4月2日から令和6年4月1日までの採用数である。
 2 都一般は、知事部局、行政委員会等、交通局、水道局、下水道局、教育庁（学校）をいう。
 3 医師、研究機関の研究員及び国からの採用等である。

(6) 指導力不足教員を対象とする特例選考

選考の名称	申込者 (人)	受験者 (人)	合格者 (人)
県費負担教員の特例採用選考	0	-	-
都立学校教員の特例転職選考	0	-	-
合計	0	-	-

(7) 採用選考（幹部職員都区等交流分）〈権限委任〉

区分 \ 任命権者別	都一般 (人)	警視庁 (人)	東京消防庁 (人)	計 (人)
局長級	-	-	-	-
部長級	-	-	-	-
課長級	1	-	-	1
合計	1	-	-	1

(注) 1 令和5年4月2日から令和6年4月1日までの採用数である。

2 都一般は、知事部局、行政委員会等、交通局、水道局、下水道局、教育庁(学校)をいう。

(8) 課長代理級職選考〈権限委任〉

任命権者	対象者 (人)	受験者 (人)	合格者 (人)
都知事	8	6	4

(注) キャリア活用採用選考最終合格者に対する課長代理級職選考である。

(9) 任期付職員採用試験〈権限委任〉

試験の名称		任命権者	採用 予定者 (人)	申込者 (人)	受験者 (人)(A)	合格者 (人)(B)	倍率 (倍)(A/B)
東京都 任期付職員 採用試験	事務	都知事	250	611	501	239	2.1

(注) 地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律第四条に基づき、一定期間内に終了又は一定期間内に限り業務量の増加が見込まれる業務に対応するため、任期を定めて採用される職員である。

(10) 採用選考（児童福祉（経験者））〈権限委任〉

選考の名称		任命権者	採用 予定者 (人)	申込者 (人)	受験者 (人)(A)	合格者 (人)(B)	倍率 (倍)(A/B)
東京都職員 キャリア活用 採用選考	福祉	都知事	35	93	81	30	2.7

(11) その他の採用選考〈権限委任〉

区分	任命権者別 都一般 (人)	警視庁 (人)	東京消防庁 (人)	計 (人)
事務系	4	-	-	4
福祉系	33	-	-	33
一般技術系	6	7	-	13
医療技術系	48	3	-	51
技能系	9	10	3	22
業務系	12	1	-	13
運輸系	178	-	-	178
警察官	-	300	-	300
消防吏員	-	-	1	1
合計	290	321	4	615

- (注) 1 令和5年4月2日から令和6年4月1日までの採用数である。
- 2 都一般は、知事部局、行政委員会等、交通局、水道局、下水道局、教育庁(学校)をいう。
- 3 職種例は、以下のとおりである。
- ・事務系 …… 事務、史料編纂
 - ・福祉系 …… 福祉
 - ・一般技術系 …… 職業訓練、鑑識技術(化学)等
 - ・医療技術系 …… 医師、看護師等
 - ・技能系 …… 海技、技能Ⅰ、技能Ⅱ等
 - ・業務系 …… 事務(業務)、業務
 - ・運輸系 …… 自動車運輸等

3 昇任選考等の実施状況

令和5年度に実施した昇任選考等の実施状況は、以下のとおりです。

(1) 管理職選考（東京都職員分）

種 別	申込者 (人)	受験者 (人) (A)	合格者 (人) (B)	合格率 (%) (B/A)
種 別 A	816	696	55	7.9
種 別 B	736	642	109	17.0
合 計	1,552	1,338	164	12.3

(注) 1 管理職選考は、主任級職員対象の種別Aと課長代理級職員対象の種別Bに区分される。

2 筆記考査は令和5年5月28日、口頭試問は同年8月3日、同月4日、同月8日及び同月9日に実施した。

3 合格者は、一次選考合格者を指す。種別Aは、合格者到達水準判定会議・最終選考合格をもって、種別Bは、最終選考合格をもって管理職選考合格となる。

なお、最終選考は、管理職選考委員会における判定結果をもとに、合格者を決定する。

(2) 行政専門職選考（東京都職員分）

種 別	合格者 (人)	備 考
種 別 A	12	用地外9区分
種 別 B	18	都市基盤事業推進外16区分
合 計	30	

(注) 行政専門職は、任命権者が候補者を選抜し、特定分野の個別業務が対象の種別Aと、事業部単位を基本とする政策分野が対象の種別Bに区分される。

(3) 課長級昇任選考（個別選考）

区 分	任命権者別			
	都一般 (人)	警視庁 (人)	東京消防庁 (人)	計 (人)
課 長 級	10	-	-	10

(注) 1 令和5年4月2日から令和6年4月1日までの昇任数である。

2 都一般は、知事部局、行政委員会等、交通局、水道局、下水道局、教育庁（学校）をいう。

3 医師、研究機関の研究員等の昇任である。

(4) 警視庁管理職昇任選考（警察行政職員）・東京消防庁課長級職昇任選考（一般職員）
 〈権限委任〉

選考の名称	任命権者別	対象者 (人)(A)	合格者 (人)(B)	合格率 (%) (B/A)
管理職 昇任選考	警 視 庁	148	12	8.1
課長級職 昇任選考	東京消防庁	14	2	14.3

(注) 令和5年4月2日から令和6年4月1日までの昇任数である。

(5) 警視庁係長職昇任選考（警察行政職員）・東京消防庁課長代理級職選考（一種）（一般職員）
 〈権限委任〉

選考の名称	任命権者別	対象者 (人)(A)	合格者 (人)(B)	合格率 (%) (B/A)
係長職 昇任選考	警 視 庁	414	26	6.3
課長代理級職 選考（一種）	東京消防庁	55	4	7.3

(注) 管理職選考合格者を除く。

(6) 主任級職選考（東京都職員分）

種 別	申込者 (人)	受験者 (人)(A)	合格者 (人)(B)	合格率 (%) (B/A)
主任級職選考A	2,499	2,268	908	40.0
主任級職選考B	235	183	97	53.0
合 計	2,734	2,451	1,005	41.0

(注) 1 主任級職選考は、対象年齢等の受験資格の違いにより、種別A及び種別Bに区分される。

2 筆記考査は令和5年9月24日に実施した。

- (7) 准看護師2級職選考・警視庁副主査職昇任選考（警察行政職員）・東京消防庁主任級職昇任選考（一般職員）〈権限委任〉

選考の名称	任命権者別	対象者 (人)	受験者・受考者 (人) (A)	合格者 (人) (B)	合格率 (%) (B/A)
准看護師 2級職選考	都 知 事	3	0	-	-
副主査職 昇任選考	警 視 庁	679	508	59	11.6
主任級職 昇任選考	東京消防庁	154	65	14	21.5
合 計		836	573	73	12.7

- (8) 警視庁警察官階級昇任試験（選考）〈権限委任〉

階 級	対象者 (人)	受験者・受考者 (人) (A)	合格者 (人) (B)	合格率 (%) (B/A)
警 視	1,432	1,432	188	13.1
警 部	18,202	6,690	242	3.6
警 部 補	21,685	11,797	662	5.6
巡 査 部 長	23,119	12,062	799	6.6
合 計	64,438	31,981	1,891	5.9

(注) 警視選考における受考者は、対象者をもって充てる。

- (9) 東京消防庁消防吏員階級昇任試験（選考）〈権限委任〉

階 級	対象者 (人)	受験者・受考者 (人) (A)	合格者 (人) (B)	合格率 (%) (B/A)
消防司令長	694	666	58	8.7
消 防 司 令	3,922	3,429	198	5.8
消防司令補	5,384	4,811	372	7.7
消 防 士 長	5,034	4,802	750	15.6
合 計	15,034	13,708	1,378	10.1

(10) 運輸系昇任選考〈権限委任〉

選考の名称	対象者 (人)	受験者 (人)(A)	合格者 (人)(B)	合格率 (%) (B/A)
運輸系管理職選考	96	33	2	6.1
助役選考	2,576	213	112	52.6
グループリーダー 選考	634	176	79	44.9
合 計	3,306	422	193	45.7

第2 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告の状況

人事委員会は、地方公務員法の規定に基づき、令和6年10月18日に、議会及び知事に対し、給与、人事制度等に関する報告及び給与の勧告を行いました。

令和6年に行った人事委員会勧告等の主な内容は、次のとおりです。

1 ポイント

○ 例月給、特別給ともに3年連続の引上げ改定

例月給

- ・ 公民較差（10,595円、2.59%）解消のため、給料表を引上げ改定
- ・ 初任層に重点を置きつつ、人材確保の観点から初任給を大幅に引上げ
- ・ 職務の級の職責差を一層給与へ反映させる観点から、各級においてメリハリをつけた改定

特別給（賞与）

- ・ 年間支給月数を0.20月分（4.65月→4.85月）引上げ、期末手当及び勤勉手当に配分

2 職員と民間従業員の給与比較

(1) 比較の方法

- ・ 企業規模50人以上かつ事業所規模50人以上の都内11,178事業所を調査母集団とし、そのうち1,241事業所を無作為抽出して調査

（調査完了770事業所 調査実人員54,633人）

＜例月給＞職員と民間従業員の4月分支給額を調査し、ラスパイレス方式により、主な給与決定要素である役職、学歴、年齢を同じくする者同士の給与を対比させ、職員の人員数のウェイトを用いて両者の給与水準を比較

＜特別給＞民間従業員に対する直近1年間（昨年8月から本年7月まで）の賞与の支給実績を調査し、職員と比較

(2) 比較の結果

＜例月給＞

（平均年齢 41.5歳）

民間従業員	職員	公民較差
419,425円	408,830円	10,595円（2.59%）

（注）職員給与は、本年4月の行政職給料表（一）適用者（新卒採用職員を除く。）の給与

＜特別給＞

民間支給割合	職員支給月数	差
4.85月	4.65月	0.20月

3 給与の改定

(1) 改定の考え方

- ・民間従業員の給与が職員の給与を上回っていることから、給料表を引上げ改定
配分[給料8,811円、はね返り（地域手当など）1,784円]
- ・特別給についても、民間の支給割合が職員の年間支給月数を上回るため引上げ

(2) 改定の内容

ア 給料表

区 分	内 容
行政職給料表（一）	・人材確保の観点から初任層に重点を置きつつ、職務の級の職責差を一層給与へ反映させる観点から、各級においてメリハリをつけた改定 《平均改定率 2.7%》
	・初任給は、民間や国の初任給の状況を踏まえ大幅に引上げ Ⅰ類B +29,300円（196,200円→225,500円） Ⅱ類 +29,300円（170,400円→199,700円） Ⅲ類 +27,900円（160,100円→188,000円）

※ その他の給料表については、行政職給料表（一）の改定内容を基本として改定

※ 指定職給料表については、国に準じて改定

イ 特別給

- ・民間の支給状況を踏まえ、年間支給月数を0.20月分引上げ
（指定職給料表適用職員等は0.15月分引上げ）
- ・引上げは期末手当及び勤勉手当で実施

ウ 初任給調整手当

- ・医師等の処遇を確保する観点から初任給調整手当の支給限度額を315,200円に引上げ

(3) 実施時期

- ・給料表及び初任給調整手当の引上げは、令和6年4月に遡及して実施
- ・特別給の引上げは、令和6年12月支給の期末・勤勉手当から実施

4 諸手当等の制度改正

(1) 地域手当

- ・人事院は、特別区の地域手当は引き続き1級地（20%）とする一方、特別区を除いた東京都の地域手当は2級地（16%）とするよう勧告
- ・都においては、区部・多摩地域は地域の連続性・一体性から、区部・多摩地域を同率の支給割合（20%）に設定しており、その状況に変化はないため引き続き一律20%とすることが適当
- ・その他の地域については、地域の区分に応じて支給される関連手当も考慮し、所要の調整を行うことが適当

- (2) 扶養手当
- ・人事院は、配偶者に係る扶養手当を廃止し、これにより生ずる原資を用いて、子に係る手当額を13,000円に引き上げることを勧告
 - ・都においても、配偶者に係る扶養手当を廃止し、子に係る手当額を13,000円に引き上げることが適当
 - ・配偶者に係る手当の廃止は、受給者への影響を考慮し、行政職給料表（一）4級相当職員を除き、2年をかけて実施し、子に係る手当額の引上げも同様に2年をかけて実施
- (3) 通勤手当及び単身赴任手当
- ・人事院は、通勤手当の支給上限の引上げ、新幹線等の利用に係る特別料金等の支給要件及び単身赴任手当の支給要件の見直しを勧告
 - ・都においても、人材確保が喫緊の課題である点や働きやすい職場環境の整備が求められている状況を踏まえ、国と同様の改正を行うことが適当
 - ・通勤手当の支給限度額を新幹線等の特別料金等の額を含めて1か月当たり150,000円に引上げ、この支給限度額の範囲内で新幹線等の特別料金等の額についても全額支給
 - ・採用時から新幹線等に係る通勤手当及び単身赴任手当を支給
 - ・新幹線等の利用要件の廃止
 - ・育児・介護等の事情により転居した職員にも新幹線等に係る通勤手当を支給
- (4) 管理職員特別勤務手当
- ・人事院は、管理職員特別勤務手当について、支給対象時間帯を午後10時から翌日の午前5時に拡大するなど勧告
 - ・都はこれまで、本手当の支給要件について、国と均衡を図ってきており、同様の措置を講じていくことが適当
- (5) 特定任期付職員の勤勉手当
- ・人事院は、特定任期付職員の特別給について、特定任期付職員業績手当を廃止し、勤勉手当の支給が可能となるよう勧告
 - ・都においても特定任期付職員業績手当を廃止し、勤勉手当を支給することが適当
 - ・特定任期付職員の期末手当及び勤勉手当の支給割合については、在職実態を踏まえ、常勤の管理職の支給割合を考慮して設定（期末手当1.6月、勤勉手当2.25月）
- (6) 在宅勤務等手当
- ・昨年人事院は、在宅勤務等手当の新設について勧告
 - ・令和5年11月に地方自治法が改正され、地方公務員においても今年度より在宅勤務等手当の支給が可能に
 - ・都においても、在宅勤務等手当を新設し、本手当の額及び支給要件については、国に準ずることが適当
 - ・本手当の支給に当たっては、通勤手当の取扱いについても対応を検討すべき
- (7) 医師の給与
- ・現在都における医師の人材確保が困難な状況
 - ・特に保健所等に勤務する公衆衛生医師について、充足率が急激に低下

- ・また、民間の医師においては、診療報酬の改定に伴う賃上げに向けた動きがあり、このような民間の医師と競合関係にある臨床を主とする医師の人材確保については困難な状況が想定
- ・都民の健康を支えるとともに将来にわたり安定的な医療サービスを提供していくために、確実な人材確保が必要であり、その処遇を検討する必要
- ・本委員会においても医師の処遇について、引き続き研究・検討

(8) 実施時期

諸手当等の制度改正は、令和7年4月1日から実施することが適当

5 今後の課題

(1) 職務給の更なる進展等

- ・引き続き、職務の給与への反映を徹底するため、あるべき給与制度について研究・検討
- ・都における管理職に係る職務や職務等を改めて検証し、これに見合った給与水準、給与制度について、研究・検討

(2) 能力・業績を反映した給与制度の更なる進展

- ・昇給制度について、定年引上げの影響を含めた運用実態等の分析を行うとともに、能力・業績が反映された給与制度となるよう、研究・検討を進めていく必要

(3) 新たな給与制度の在り方についての検討

- ・人事院が進める65歳定年を見据えた給与水準の在り方や給与カーブの在り方の検討状況を注視し、都における定年引上げ等に伴う任用実態の変化や民間における高齢層の給与の状況を継続的に把握し、新たな給与制度の在り方について研究・検討

6 人事制度及び勤務環境等に関する報告（意見）

- ・人材獲得競争が激しさを増す中、都が適切な行政サービスを提供し続けるため、引き続き転職市場から有為な人材を確保していくことが必要であり、採用された職員が能力や経験を生かして活躍できるよう体制を充実していくことが重要
- ・やりがいや成長を実感しながら日々の業務に取り組み、意欲に応じたキャリア形成が実現できる職場づくりを進めるとともに、都の職員として働く魅力を効果的に発信することで「選ばれる都庁」を目指していくことが必要
- ・ライフスタイルや働き方が多様化している状況では、誰もが働きやすい環境づくりに向けた取組をより一層進めるほか、個々の職員の違いを認め、多様な人材を生かし、個人の能力を最大限に発揮できるようにすることが重要

(1) 多様な人材の確保・育成・活躍の推進

ア 人材確保・育成に向けた取組

- ・人材獲得競争は激化しており、採用試験の申込者数が減少。都においては、10年前の3分の1程度の水準に落ち込んでいる状況が続いており、依然として危機的状況
- ・都の職員という職業は、首都としての先進的な取組を通じ、社会的な貢献を果たすことのできる意義深い仕事であり、自らの成長とキャリアアップに着実に生かすことができ

るもの

- ・このような都庁の魅力が広く、深く認識されるようターゲットごとに効果的な情報発信・コミュニケーションを重ねることが有効
- ・採用制度については、都への就職を希望する多様な人材にとって更に受験しやすくなるよう試験方法の見直しやより有為な人材が確保できる制度となるよう取組を進める
- ・多様で有為な人材を着実に確保していくため、経験者採用の拡大など、採用市場の状況に迅速かつ的確に対応した柔軟な採用制度となるよう見直しを進めていくことが必要
- ・経験者採用など職歴のある職員に、採用後の職務内容やキャリア展望が示されるとともに、都庁以外で培われたキャリアも十分に尊重され、適切に処遇される制度を整備することが重要
- ・主任について、基礎力確認テストの導入や選考内容の見直し等を行ったところであるが、今後、制度改正の効果検証を行い、改善を図っていく
- ・管理職について、行政専門職選考の見直しを行ったところであるが、今後、有為な人材が積極的に管理職を目指すよう、管理職になることの魅力の発信やキャリアへの不安の払拭などの取組を行うことに加え、選考方法や任用、研修など管理職制度の在り方について検討を進めていくことが必要
- ・全ての職員が意欲や能力を最大限発揮するとともに、技術やノウハウを継承していくためには、意見交換などを通じて、本人の希望を踏まえるとともに、職員のスキル・経験などに即した配置管理等を行うことにより、職員の意欲や能力に応じたキャリア形成を実現していくことが必要
- ・国や民間など多様な主体との交流を更に活発化させ、職員の意欲に応じて、学び・挑戦・成長ができる環境整備をより一層進めることも重要
- ・若手のうちから成長を実感でき、一人ひとりのキャリア形成を支援する人材育成や能力開発に引き続き積極的に取り組むことを望む

イ 女性の活躍推進

- ・男女問わず、職員の希望に応じて、家庭での時間も確保でき、仕事でも活躍できる職場を目指していかなければならない
- ・管理監督職における女性比率の向上のため、不安感や抵抗感を払拭するとともに、管理職選考への挑戦を促す取組のほか、育児・介護等と仕事を両立しやすい管理職選考への見直しなどをより一層進めていくことが求められる。そのため、職員のキャリアアップを組織全体で後押ししていくことが必要

ウ 誰もが活躍できる都庁の実現

- ・様々な個性や事情が配慮され、全ての職員に活躍できる環境が公平に提供される、ダイバーシティ（多様性）、エクイティ（公平性）、インクルージョン（包摂性）が尊重された都庁を実現することが重要
- ・本年度改定される「障害者活躍推進計画」をもとに、取組を着実に推進し、障害を有する職員にとって働きやすい職場づくりが必要。周囲の職員が相談しながら実践できる環境をはじめ、サポートを充実していかなければならない
- ・高齢層職員については、職場での新たな立場における役割などについて、研修で理解を

深めるとともに、リスクリングの実施により、業務スキルの維持、向上を図ることも重要

(2) 働き方改革と勤務環境の整備

ア ライフ・ワーク・バランスの推進

- ・柔軟で多様な働き方の推進は、育児、介護、治療等の事情のある職員を含め誰もが活躍できる勤務環境を整備し、生活と仕事の両立を図る上で極めて重要
- ・テレワークが当たり前の働き方の一つとして定着するため、職場のマネジメントとして、テレワーク可能な業務を拡充する観点から、業務の進め方を見直す必要
- ・昨年度の本庁における一人当たりの平均超過勤務時間数は2年連続で前年度より減少したものの、引き続き高い水準。人的資源に限られる中で、BPRの徹底や先端技術の活用といった都庁全体のDXの推進により、業務の効率化を積極的に進めていくことで長時間労働を是正することが不可欠
- ・長時間労働の是正に向けては、原因を分析し、その対策を講じていくことが肝要
- ・都は、令和7年度の男性職員の1週間以上の育業取得目標を90%に上方修正。また育業等の欠員補充に活用している臨時的任用職員制度の対象職種等を拡大したところであり、この制度により職員の育児と仕事との両立等に更に寄与することを期待
- ・少子高齢化の進展に伴う要介護者の増加や、介護の担い手の確保は、日本社会全体が抱える課題。男女を問わず働く人が介護事情を抱えた際、介護に適切に対応しながら仕事を続けられる環境を整備することが重要

イ 職員の勤務環境の整備

- ・ハラスメントは、心身の健康を害して意欲低下を招く要因となり貴重な人材の損失と行政サービスの低下や都政の信用失墜にもつながりかねない。組織としてハラスメントを防止し、根絶する強い意志を持って取り組むことが必要
- ・精神疾患を理由とする長期療養者数が増加傾向。メンタル面の不調は、誰でも抱え得る問題であることを前提に、引き続き支援が必要

(3) 公務員としての規律の徹底・職員が求められる行動

- ・全ての職員が都民の信頼に応える高い倫理観と高潔な使命感の下、誠実かつ公正に職務に精励することを強く望む
- ・都ではDXの推進等を通じてサービスの質の向上を進めている。引き続き取組を強化し、職員が公共のために働くという責任と誇りをもって主体的にQOSを向上させる行動をとることを望む

第3 勤務条件に関する措置の要求の状況

職員は、給与、勤務時間その他の勤務条件に関し、人事委員会に対して、地方公共団体の当局により適当な措置が執られるべきことを要求することができることとされており、この要求があったときは、人事委員会は、事案の審査を行い、判定し、その結果に基づいて、その権限に属する事項については、自ら実行し、その他の事項については、当該事項に関し権限を有する地方公共団体の機関に対し、必要な勧告をしなければならないと地方公務員法第46条及び第47条で定められています。

この制度は、職員の労働基本権が制約されていることに対する代償措置として認められたものであり、職員の権利利益を確保し、その勤務条件の適正化を図ることを目的としています。

令和5年度における事案処理の概要は、次のとおりです。

<事案処理状況>

係属件数 (A)	処 理 件 数			繰越件数 (A-(B+C+D))
	判定(B)	取下げ(C)	併合(D)	
16件	6件	1件	0件	9件

- (注) 1 「判定」とは、措置要求に対する人事委員会の判断を示すことをいう。
 2 「取下げ」とは、要求者が措置要求を撤回することをいう。
 3 「併合」とは、同一又は関連する複数の措置要求を統一して審査することをいう。

第4 不利益処分に関する審査請求の状況

懲戒その他その意に反する不利益な処分を受けた職員は、人事委員会に対して審査請求をすることができることとされており、この審査請求を受理したときは、人事委員会は、事案を審査し、その結果に基づいて、その処分を承認し、修正し、又は取り消し、及び必要がある場合は、任命権者に、職員がその処分によって受けた不当な取扱いを是正するための指示をしなければならないと地方公務員法第49条の2及び第50条で定められています。

この制度は、職員の身分保障を実質的に担保するものとして認められたもので、職員が違法又は不当な処分を受けた場合にその取消しを求める事後救済の制度となっています。

令和5年度における事案処理の概要は、次のとおりです。

<事案処理状況>

係属件数 (A)	処 理 件 数			繰越件数 (A-(B+C+D))	令和5年度の 口頭審理の回数
	判定(B)	取下げ(C)	併合(D)		
54件	2件	1件	0件	51件	1回

- (注) 1 行政不服審査法の改正(平成28年4月1日施行)前、不利益処分に関する審査請求は不利益処分に関する不服申立てと称していた。
 2 「判定」とは、審査請求に対する人事委員会の判断を示すことをいう。
 3 「取下げ」とは、請求人が審査請求を撤回することをいう。
 4 「併合」とは、同一又は関連する複数の審査請求を統一して審査することをいう。